

阿波市障がい者計画（第3次）

阿波市障がい福祉計画（第5期）

阿波市障がい児福祉計画（第1期）

平成30年3月

阿 波 市

目 次

第1部 総 論	1
第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画の構成と期間	2
3. 3計画の関係等	3
4. 計画の推進体制	4
5. 関連法制度の動向	5
第2章 障がいのある人を取り巻く現状	9
1. 総人口・世帯数の推移	9
2. 障がいのある人の状況	10
3. 身体障がいのある人の状況	12
4. 知的障がいのある人の状況	14
5. 精神障がいのある人の状況	15
6. 難病患者の状況	16
7. 就学等の状況	17
8. 障害支援区分の状況	18
第3章 計画の基本課題	19
第2部 障がい者計画	21
第1章 計画の基本方向	21
1. 基本理念	21
2. 基本方針	21
3. 施策の体系	23
第2章 計画の内容	24
基本方針1. 福祉意識の啓発と交流活動等の推進	24
1. 広報・啓発活動の推進	24
2. 福祉教育の推進	25
3. 地域交流の促進	26
4. ボランティア活動の促進	27
基本方針2. 生活支援体制の充実	28
1. 虐待の防止・差別の解消と権利擁護の推進	28
2. 在宅・日中活動支援の充実	30
3. 居住の場の確保・整備	32
4. 文化活動、スポーツ・レクリエーション活動等の機会の充実	34
5. 相談支援体制の充実	36
基本方針3. 安全・安心な生活環境の確保	38
1. バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進	38

2. 障がいのある人に配慮した防災・防犯対策の充実	40
基本方針4. 教育・育成の充実	42
1. 早期療育・障がい児保育の充実	42
2. 障がいの特性に応じた教育の推進	44
基本方針5. 雇用・就業の支援充実	46
1. 就労の場の確保	46
2. 総合的な支援の充実	48
基本方針6. 保健・医療体制の充実	50
1. 保健サービスの充実	50
2. 医療・リハビリテーションの充実	52
基本方針7. 意思疎通支援・情報提供体制の充実	54
1. 意思疎通支援等の充実	54
2. 情報提供体制の充実	55
第3部 障がい福祉計画・障がい児福祉計画	57
第1章 平成32（2020）年度の成果目標	57
第2章 障がい福祉サービスの見込み量	60
1. 訪問系サービス	60
2. 日中活動系サービス	62
3. 居住系サービス	66
4. 相談支援	68
5. 障がい児支援	70
第3章 地域生活支援事業の見込み量	74
1. 理解促進研修・啓発事業	74
2. 自発的活動支援事業	75
3. 相談支援事業	76
4. 成年後見制度利用支援事業	78
5. 成年後見制度法人後見支援事業	79
6. 意思疎通支援事業	80
7. 日常生活用具給付等事業	82
8. 手話奉仕員養成研修事業	84
9. 移動支援事業	85
10. 地域活動支援センター	87
11. その他の事業	88
資 料 編	93
1. 策定委員会設置要綱	93
2. 策定委員会名簿	95

第1部 総論

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と目的

本市では、平成23年度に、障がい者施策に関する基本的な計画である「阿波市障がい者計画（第2次）」（平成24年度～平成29年度）と、障がい福祉サービスの提供体制の確保等に関する計画である「阿波市障がい福祉計画（第3期）」（平成24年度～平成26年度）を策定するとともに、平成26年度には、「阿波市障がい福祉計画（第4期）」（平成27年度～平成29年度）を策定し、「みんなが活力を持って暮らせる 自立と共生のまち あわ」という基本理念のもと、障がい者施策及び障がい福祉サービス等の充実を図ってきました。

一方、国においては、平成26年1月に「障害者権利条約」を批准したほか、平成28年6月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）及び「児童福祉法」の一部改正を行うなど、障がいのある人に関する法律や制度は引き続き充実が図られています。

本計画は、「阿波市障がい者計画（第2次）」と「阿波市障がい福祉計画（第4期）」の計画期間が終了することを受け、新たな法律や制度、障がいのある人のニーズ等を踏まえながら、これまでの取り組みを見直し、今後の本市の障がい者施策・事業のあり方を定めるものです。

なお、法改正により新たに策定が求められている「阿波市障がい児福祉計画（第1期）」については、「阿波市障がい福祉計画（第5期）」と一体のものとして策定することとします。

※「障害」の表記について

本計画では、「障害」という言葉が「人や人の状態」を表す場合は、「障害」の「害」をひらがなにし、「障がい」と表記しています。ただし、法令名や法令等からの引用文、固有名詞、人の状態を表すものでない場合は、「障害」と表記しています。

2. 計画の構成と期間

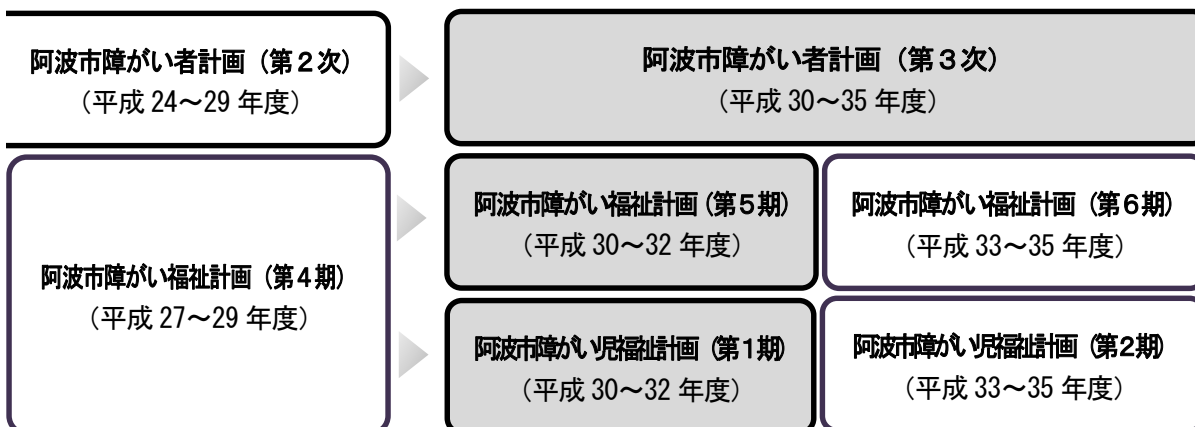
本計画は、3つの計画から構成されており、それぞれの概要と期間は以下のとおりです。

■本計画の構成と期間

計画の種類	①阿波市障がい者計画（第3次）	計画期間	平成30～35年度（6年間） （2018～2023年度）
計画の概要	「障害者基本法」第11条第3項に規定される「市町村障害者計画」として策定するもの。 障がいのある人が地域の中でともに暮らす社会を実現するために、市町村が地域における行政の中核機関として、都道府県等の支援を受けながら、市町村に配置されている福祉施設等のサービス機関、国や都道府県の所管する機関などと総合的に連携体制を構築するための計画。		
計画の種類	②阿波市障がい福祉計画（第5期）	計画期間	平成30～32年度（3年間） （2018～2020年度）
計画の概要	「障害者総合支援法」第88条に規定される「市町村障害福祉計画」として策定するもの。 障がい福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的とする。		
計画の種類	③阿波市障がい児福祉計画（第1期）	計画期間	平成30～32年度（3年間） （2018～2020年度）
計画の概要	「児童福祉法」第33条の20に規定される「市町村障害児福祉計画」として策定するもの。 「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の一部改正により策定が求められるものであり、障がい福祉計画と一体のものとして策定する。		

■本計画の期間

平成 27年度 (2015)	平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	平成 31年度 (2019)	平成 32年度 (2020)	平成 33年度 (2021)	平成 34年度 (2022)	平成 35年度 (2023)	...
----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	-----



3. 3計画の関係等

「障がい者計画」は、本市の障がい者施策の基本計画としての機能を有しています。一方、「障がい福祉計画」・「障がい児福祉計画」は、「障がい者計画」の中の生活支援を中心に記載される障がい福祉サービス等に関する“3年間の実施計画”として位置づけられるものです。

■障がい者計画と障がい福祉計画・障がい児福祉計画の関係

障がい者計画

- 「障害者基本法」第11条第3項に基づく、障がい者施策に関する基本的な事項を定める基本計画
- 多分野にわたる計画（広報・啓発、相談・情報提供、保健・医療・福祉サービス、教育・育成、雇用・就業、文化・スポーツ・レクリエーション活動、バリアフリーのまちづくり、防災・防犯対策など）

障がい福祉計画

- 「障害者総合支援法」第88条に基づく、障がい福祉サービス等の確保に関する実施計画
- 各年度における障がい福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要量の見込み及び確保の方策、地域生活支援事業の実施に関する事項等を定める計画

障がい児福祉計画

- 「児童福祉法」第33条の20に基づく、障がい児通所支援等の確保に関する実施計画
- 障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保に関する計画

■本計画における障がい者等の概念

- 『障がい者』とは、「障害者基本法」第2条第1号に規定する「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」をいいます。なお、『発達障害』とは、「発達障害者支援法」第2条第1項に規定する「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害」をいいます。

[補説]『社会的障壁』とは、「障害者基本法」第2条第2号に規定する「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営むうえで障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」をいいます。

- 『難病患者』とは、「難病等」に起因する障害があるため継続的に日常生活又は社会生活に著しい支障のある者」をいいます。

4. 計画の推進体制

本計画を着実に推進するため、多様な主体との連携強化、計画の進行管理体制の確立を図ります。

(1) 庁内推進体制の強化

本計画の内容は、保健・医療・福祉・教育・雇用・防災・防犯・生活環境等の広範な分野にわたっていることから、福祉・保健の部局を中心に、関係部局相互の連携を強め、庁内推進体制の強化を図ります。

(2) 関係機関・団体との連携・協働

社会福祉協議会やボランティア団体、障がい者団体、サービス提供事業者、NPO、民間企業、医療機関等々、様々な関係機関・団体との連携・協働体制の強化を図り、総合的な施策・事業の展開を図ります。

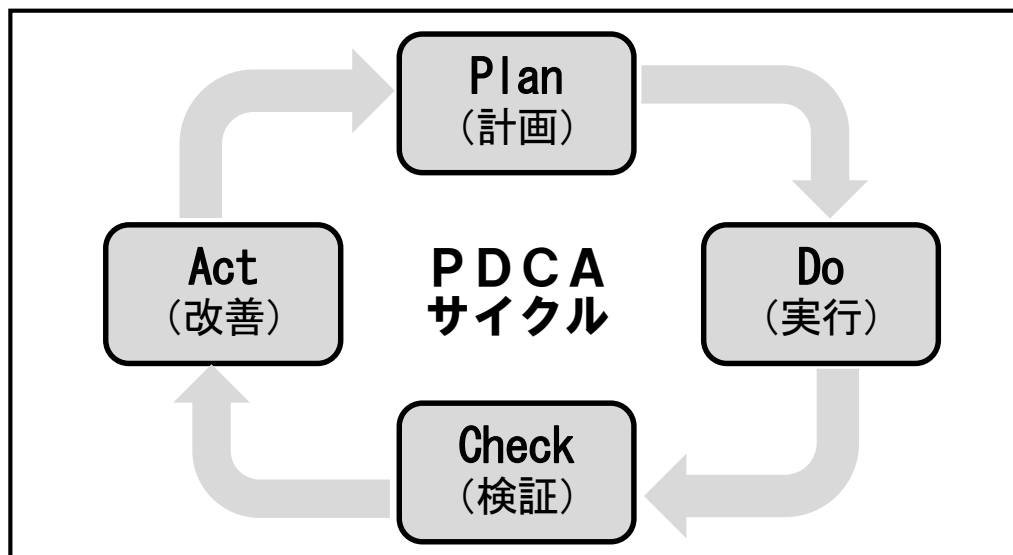
(3) 国・県・近隣市町との連携

広域的な対応が望ましい施策・事業や、より大きな課題などについては、国・県・近隣市町との連携を図りながら、効果的に対応していきます。

(4) PDCAサイクルによる計画の進行管理の推進

本計画の進行管理については、Plan（計画）・Do（実行）・Check（検証）・Act（改善）のPDCAサイクルを導入し、計画の進捗状況を評価・検証し、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

■PDCAサイクル



5. 関連法制度の動向

障がいのある人に関する法律や制度は目まぐるしく変化しています。近年の主な法制度の動向をあげると、以下のとおりです。

(1) 「障害者基本法」の改正

障がいの有無に関わらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであるという理念のもと、すべての人が相互に人格と個性を尊重する「共生社会」を実現することを目的に、「障害者基本法」が改正され、平成23年8月から施行されました。

また、“障がい者”の定義が見直され、制度や慣行、観念などを含む「社会的障壁により日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とする定義が追加されるとともに、そのような社会的な障壁を取り除くための配慮を求めています。

(2) 「障害者総合支援法」の改正

障がい福祉施策については、障がいのある人の地域における自立した生活を支援する「地域生活支援」を主題に、身体障がい、知的障がい、精神障がいそれぞれについて、市町村を中心にサービスを提供する体制の構築に向けて必要な改正が行われてきました。

平成18年4月1日から施行された「障害者自立支援法」によって、身体障がいのある人や知的障がいのある人に加え、それまで対象となっていなかった精神障がいのある人も含めた一元的な制度を確立するとともに、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応し、また、障がいのある人が必要な障がい福祉サービスや相談支援を受け、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、福祉施設や事業体系の抜本的な見直しが行われました。

その後、「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」とする内容を含む「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が成立し、平成25年4月1日から施行（一部は平成26年4月1日から）されました。

さらに、「障害者総合支援法」の附則で規定された施行後3年（平成28年4月）を目途とする見直しにより、障がい福祉サービス及び障がい児通所支援の拡充等を内容とする「障害者総合的支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が平成28年5月に成立しています。

今回の改正では、障がいのある人が自らの望む地域生活を営むことができる

よう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢の障がいのある人による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がいのある子どもへの支援ニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等が行われています。

なお、施行期日については、医療的ケアを要する障がいのある子どもに対する支援の創設（公布日施行）を除いて平成30年4月1日としています。

■「障害者総合的支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」の概要

1. 障がいのある人の望む地域生活の支援

- ①地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設
- ②就労定着に向けた支援を行う新たなサービスの創設
- ③重度訪問介護の訪問先の拡大
- ④高齢の障がいのある人への介護保険サービスの円滑な利用

2. 障がい児通所支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- ①居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設
- ②保育所等訪問支援の支援対象の拡大
- ③医療的ケアを要する障がいのある子どもに対する支援
- ④障がいのある子どもへのサービス提供体制の計画的な構築（障がい児福祉計画の策定）

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- ①補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）
- ②障がい福祉サービス等の情報公表制度の創設
- ③自治体による調査事務・審査事務の効率化

（3）「発達障害者支援法」の改正

「発達障害者支援法」の施行から約10年が経過し、時代の変化に対応したよりきめ細かな支援の必要性から、「発達障害者支援法の一部を改正する法律」が平成28年5月に成立し、同年8月1日から施行されました。

今般の法改正では、発達障がいのある人の支援のより一層の充実を図るため、目的規定及び“発達障がい者”の定義の見直し、基本理念の新設、国及び地方公共団体の責務の規定、国民に対する普及及び啓発等のほか、発達障がいのある人の支援のための施策について、発達障がいのある人の教育、就労、地域における生活等に関する支援、権利利益の擁護、司法手続における配慮、発達障がいのある人の家族等の支援を強化することが規定されています。

（４）「障害者虐待防止法」の施行

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という。）が平成 23 年 6 月に成立し、平成 24 年 10 月 1 日から施行されました。この法律において虐待とは、養護者によるもの、障がい者福祉施設従事者などによるもの、使用者によるものがあり、その類型としては、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、経済的虐待、ネグレクト（放置・怠慢）の行為すべてを指します。また、市町村において虐待の早期発見と防止策を講じる責務を明記するとともに、発見者には市町村への通報義務が課せられています。

なお、本市では、これに基づき、障がい者虐待防止センターを設置して対応しています。

（５）「障害者優先調達推進法」の施行

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「障害者優先調達推進法」という。）が平成 25 年 4 月 1 日に施行されました。

本市では、「障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を定め、調達先の提供可能な役務・物品と市内部の需用の調整を図り、できる限り障がい者就労施設等からの物品等の調達を図っており、調達結果については、ホームページで公表しています。

（６）「障害者雇用促進法」の改正

「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下「障害者雇用促進法」という。）が平成 25 年 6 月に改正され、「障害者雇用促進法の一部を改正する法律」が平成 28 年 4 月 1 日から施行（一部は平成 25 年 6 月または平成 30 年 4 月から）されました。この改正により、新たに次の事項が定められています。

○障がい者の範囲の明確化（平成 25 年 6 月 19 日施行）

○障がい者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務（平成 28 年 4 月 1 日施行）

○法定雇用率の算定基礎の見直し（平成 30 年 4 月 1 日施行）

（７）「障害者差別解消法」の施行

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）が平成 25 年 6 月に成立し、平成 28 年 4 月 1 日から施行されました。この法律においては、「障害者基本法」に定めた差別の禁止と合理的な配慮の規定を具体化するため、国・地方自治体などにおける障がいを理由とする差別的取扱いの禁止や、合理的配慮の不提供の禁止、差別解消に向けた取り組みに関する要領を定めることなどが規定されています。

■近年の関連法制度と国・徳島県・阿波市の計画

年度	国	徳島県		阿波市				
平成18年度	◇「障害者自立支援法」の施行 ◇「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の施行	障害者基本計画（第2次）	重点施策実施5か年計画	新徳島県障害者施策長期計画	徳島県障害福祉計画（第1期）	徳島県障害福祉計画（第2期）	阿波市障害者計画（第1次）	阿波市障害福祉計画（第1期）
平成19年度	◇「障害者権利条約」の署名							
平成20年度	◇「児童福祉法」の改正							
平成21年度								
平成22年度								
平成23年度	◇「障害者基本法の一部を改正する法律」の施行							
平成24年度	◇「障害者虐待防止法」の施行	障害者基本計画（第3次）	重点施策実施5か年計画	徳島県障害者施策基本計画	徳島県障害福祉計画（第3期）	徳島県障害がい福祉計画（第4期）	阿波市障害がい者計画（第2次）	阿波市障がい福祉計画（第3期）
平成25年度	◇「障害者総合支援法」の施行 ◇「障害者優先調達推進法」の施行 ◇「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」の施行 ◇「障害者権利条約」の批准							
平成26年度	◇「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行							
平成27年度								
平成28年度	◇「障害者差別解消法」の施行 ◇「障害者雇用促進法の一部を改正する法律」の施行 ◇「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行 ◇「成年後見制度利用促進法」の施行							
平成29年度								
平成30年度	◇「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行（一部公布日から施行）	次期計画				本計画		

第2章 障がいのある人を取り巻く現状

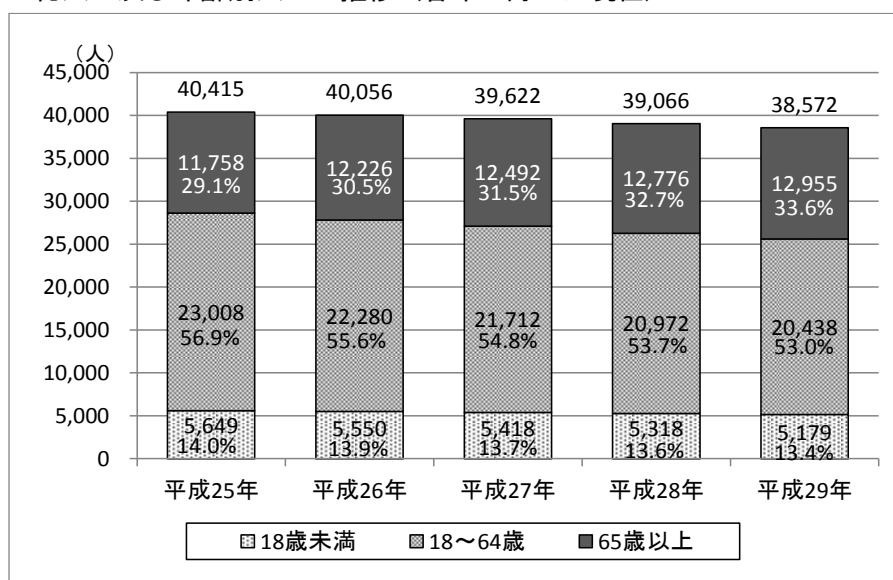
1. 総人口・世帯数の推移

平成29年4月1日現在の本市の総人口（住民基本台帳）は38,572人で、平成25年の40,415人から、4年間で1,843人（年平均約461人）減少しています。

年齢別でみると、18歳未満と18歳～64歳の人口は減少傾向にありますが、65歳以上の人口は増加傾向にあり、少子高齢化の進行がうかがえます。

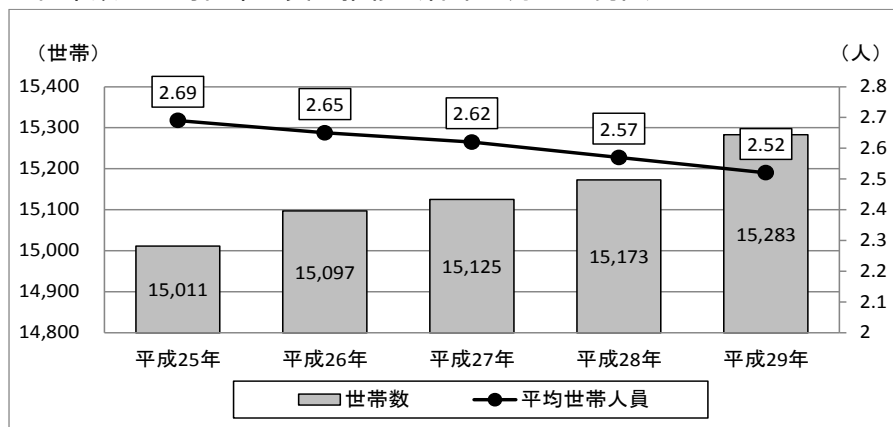
世帯数は15,283世帯で、平成25年の15,011世帯から、4年間で272世帯（年平均68世帯）増加しています。平均世帯人員をみると、平成25年の2.69人から、平成29年には2.52人へと減少し、核家族化や世帯の多様化の進行がうかがえます。

■総人口及び年齢別人口の推移（各年4月1日現在）



資料：住民基本台帳

■世帯数と平均世帯人員の推移（各年4月1日現在）



資料：住民基本台帳

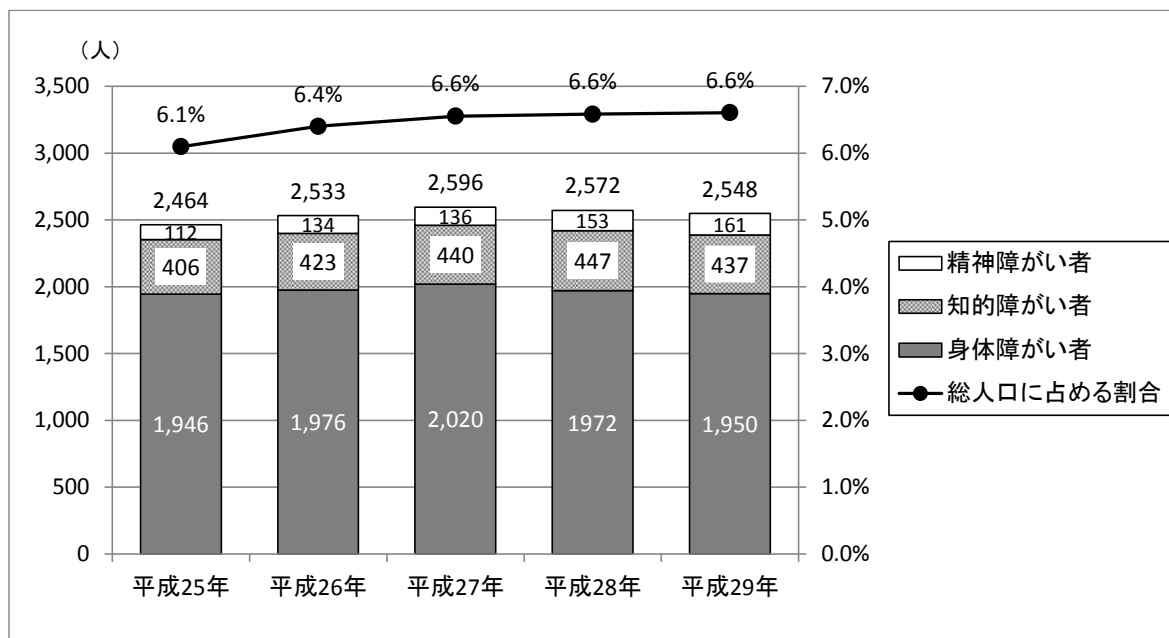
2. 障がいのある人の状況

(1) 障がいのある人の手帳所持者数の推移

平成29年4月1日現在の本市における障がいのある人の手帳所持者数（身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の所持者、重複含む。）は、合計2,548人で、人口に占める割合は6.6%となっています。

障がい種別でみると、身体障害者手帳所持者数が1,950人、療育手帳所持者数が437人、精神保健福祉手帳所持者数が161人で、身体障害者手帳所持者数は平成27年、療育手帳所持者数は平成28年をピークに減少し、精神障害者保健福祉手帳所持者数は一貫して増加しています。

■障がいのある人の手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）



資料：社会福祉課、住民基本台帳

(2) 障がいのある人の手帳所持者の年齢構成

年齢構成では、身体障がいのある人の場合、平成 29 年 4 月 1 日現在、18 歳未満の障がい児が 17 人で全体の 0.9%、18 歳～64 歳が 413 人で 21.2%、65 歳以上が 1,520 人で 77.9%と、高齢者が 8 割弱を占めています。

知的障がいのある人では、18 歳未満の障がい児が 86 人で全体の 19.7%、18 歳～64 歳が 295 人で 67.5%、65 歳以上が 56 人で 12.8%と、18～64 歳が 7 割弱を占めて最も多く、次いで障がい児が約 2 割という状況です。

精神障がいのある人では、18～64 歳が 126 人で 78.3%と 8 割弱を占めています。

■障がいのある人の手帳所持者数の年齢別推移(各年 4 月 1 日現在)

(単位：人)

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
身体障害者手帳所持者					
18 歳未満	20	18	19	18	17
18～64 歳	528	462	459	423	413
65 歳以上	1,398	1,496	1,542	1,531	1,520
計	1,946	1,976	2,020	1,972	1,950
療育手帳所持者					
18 歳未満	67	62	81	81	86
18～64 歳	299	313	312	310	295
65 歳以上	40	48	47	56	56
計	406	423	440	447	437
精神障害者保健福祉手帳所持者					
18 歳未満	0	0	2	2	6
18～64 歳	97	116	113	124	126
65 歳以上	15	18	21	27	29
計	112	134	136	153	161

資料：社会福祉課

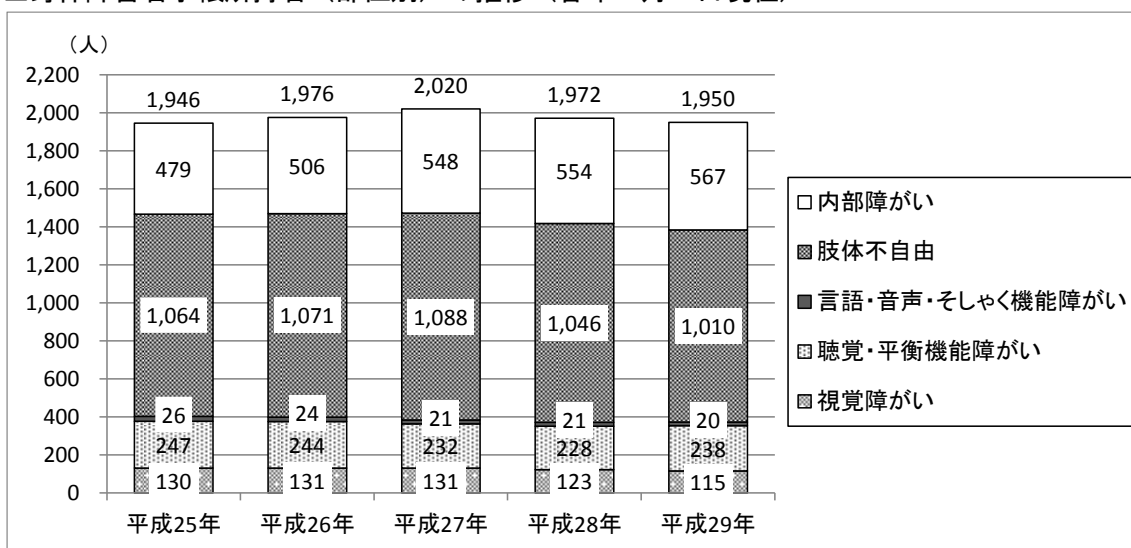
3. 身体障がいのある人の状況

(1) 身体障害者手帳所持者（部位別）の推移

身体障害者手帳所持者の推移を障がいの部位別でみると、平成29年4月1日現在、「肢体不自由」が1,010人（51.8%）で最も多く、次いで「内部障がい」が567人（29.1%）、「聴覚・平衡機能障がい」が238人（12.2%）などとなっています。

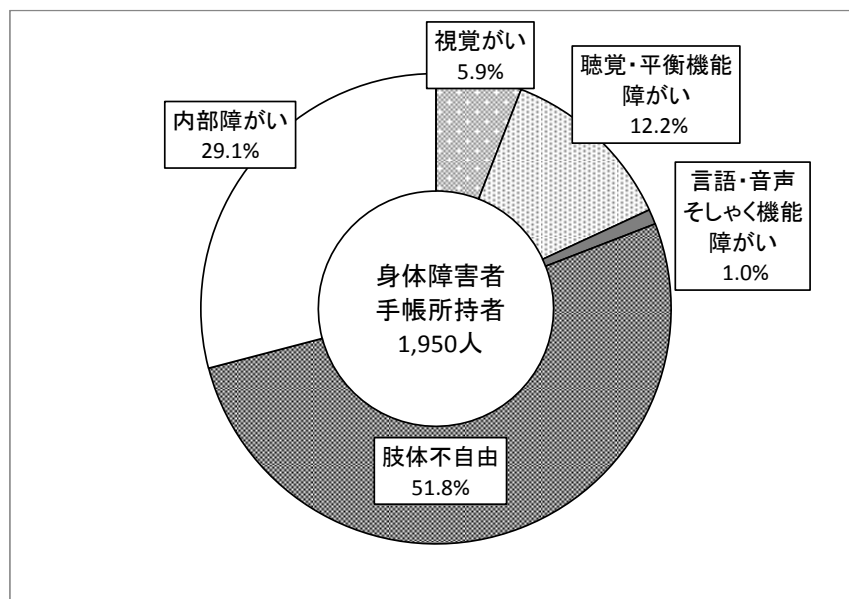
これまでの推移をみると、ほとんどが横這いあるいは減少傾向にある中で、「内部障がい」のみ増加傾向にあります。

■身体障害者手帳所持者（部位別）の推移（各年4月1日現在）



資料：社会福祉課

■身体障害者手帳所持者の部位別構成比（平成29年4月1日現在）



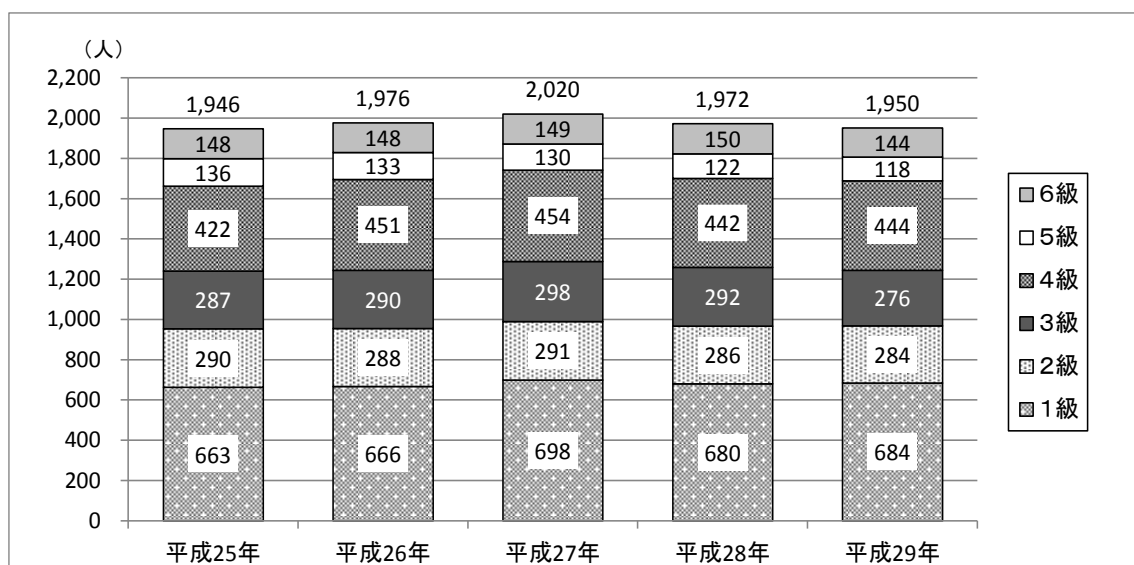
資料：社会福祉課

(2) 身体障害者手帳所持者（等級別）の推移

身体障害者手帳所持者の推移を障がいの等級別でみると、平成29年4月1日現在、「1級」が684人（35.1%）で最も多く、次いで「4級」が444人（22.8%）、「2級」が284人（14.6%）などとなっています。

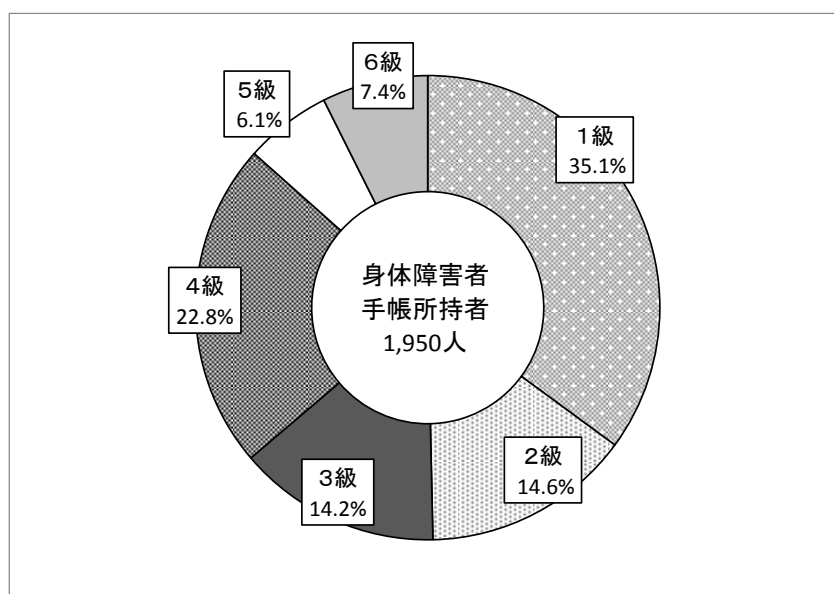
これまでの推移をみると、「1級」が増加傾向にあり、重度の障がい者が増えてきていることがうかがえます。

■身体障害者手帳所持者（等級別）の推移（各年4月1日現在）



資料：社会福祉課

■身体障害者手帳所持者の等級別構成比（平成29年4月1日現在）



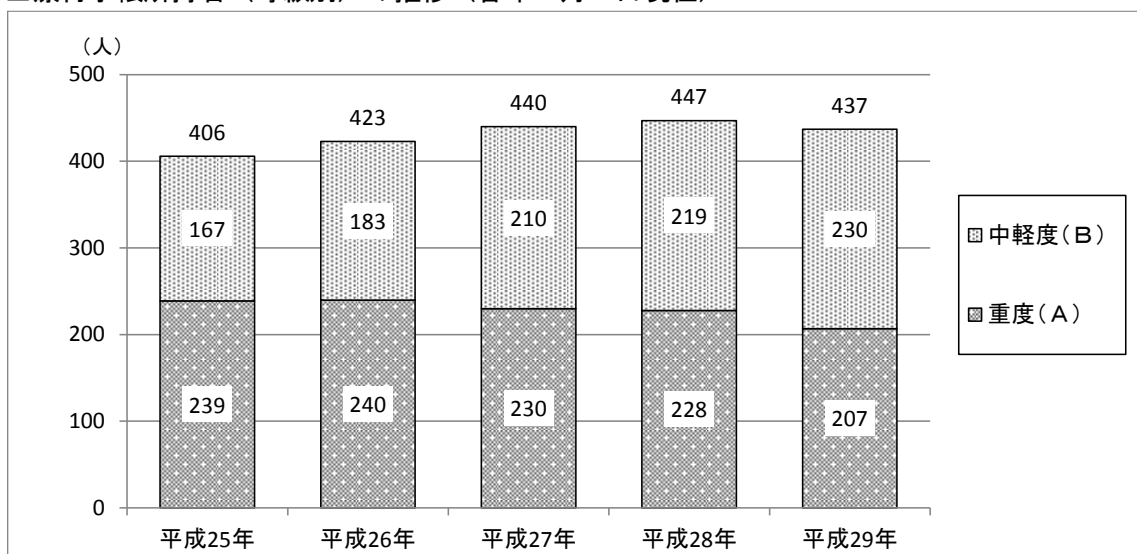
資料：社会福祉課

4. 知的障がいのある人の状況

療育手帳所持者の推移を障がいの等級別で見ると、平成29年4月1日現在、「重度（A）」が207人（47.4%）、「中軽度（B）」が230人（52.6%）で、「中軽度（B）」の方がやや多くなっています。

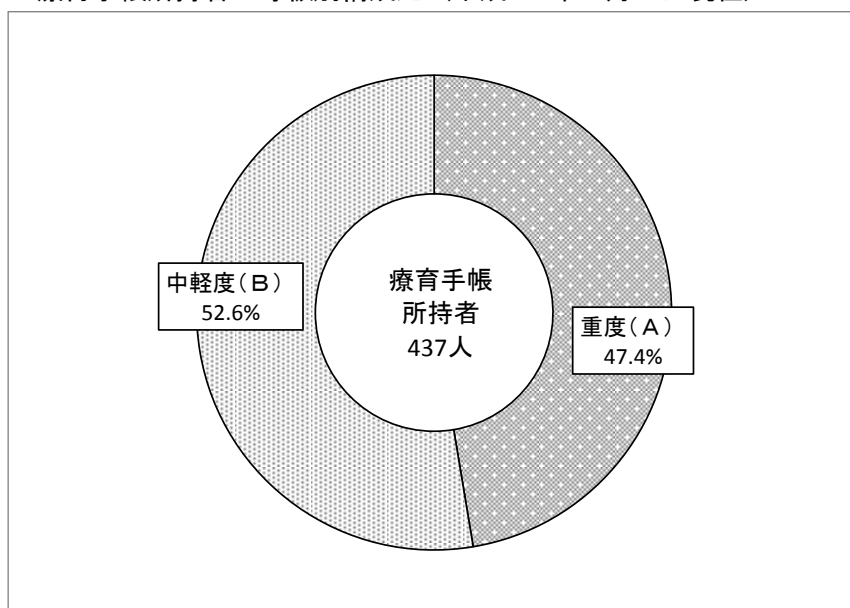
これまでの推移をみると、「重度（A）」は減少傾向、「中軽度（B）」は増加傾向にあります。

■療育手帳所持者（等級別）の推移（各年4月1日現在）



資料：社会福祉課

■療育手帳所持者の等級別構成比（平成29年4月1日現在）



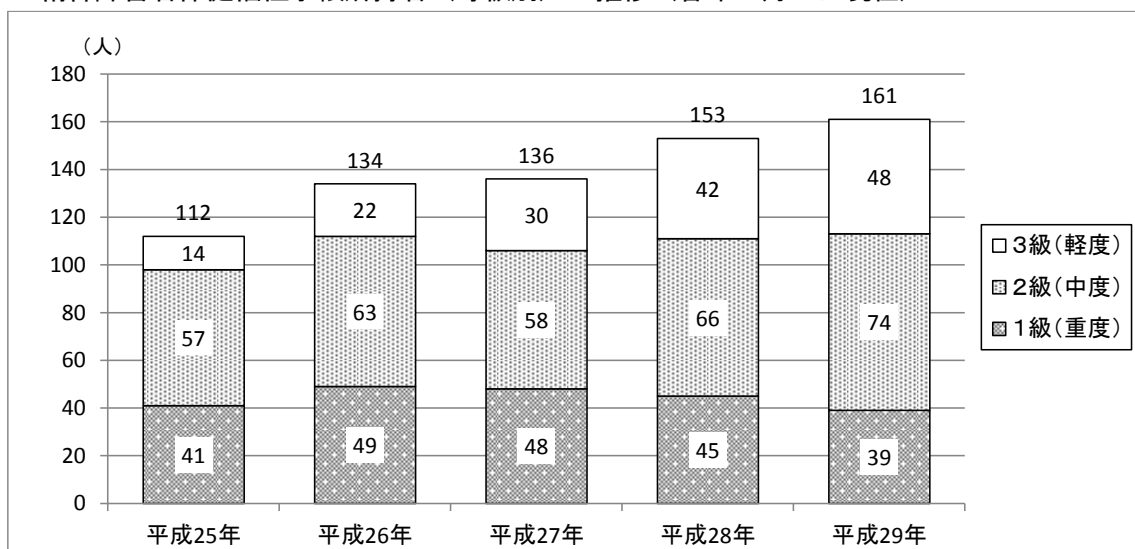
資料：社会福祉課

5. 精神障がいのある人の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者の推移を障がいの等級別でみると、平成29年4月1日現在、「2級（中度）」が74人（46.0%）で最も多く、次いで「3級（軽度）」が48人（29.8%）、「1級（重度）」が39人（24.2%）となっています。

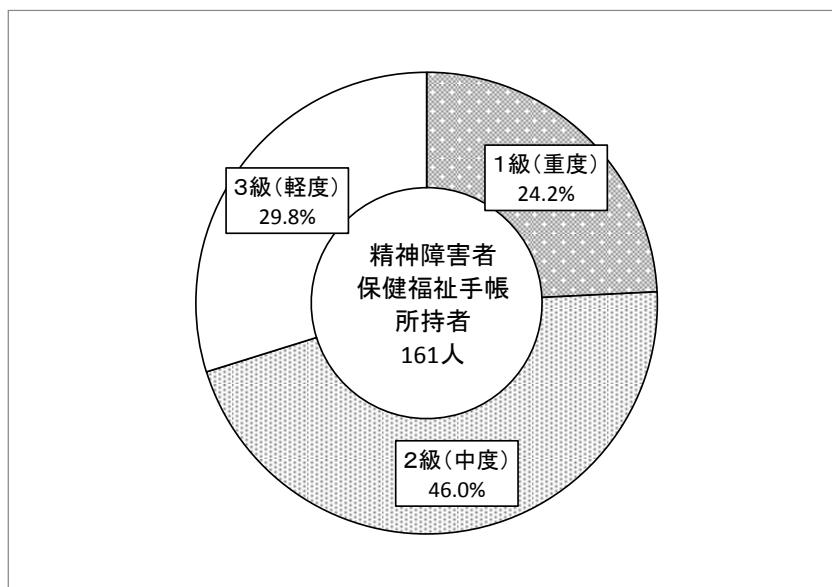
これまでの推移をみると、「2級（中度）」と「3級（軽度）」が増加傾向にあります。

■精神障害者保健福祉手帳所持者（等級別）の推移（各年4月1日現在）



資料：社会福祉課

■精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別構成比（平成29年4月1日現在）



資料：社会福祉課

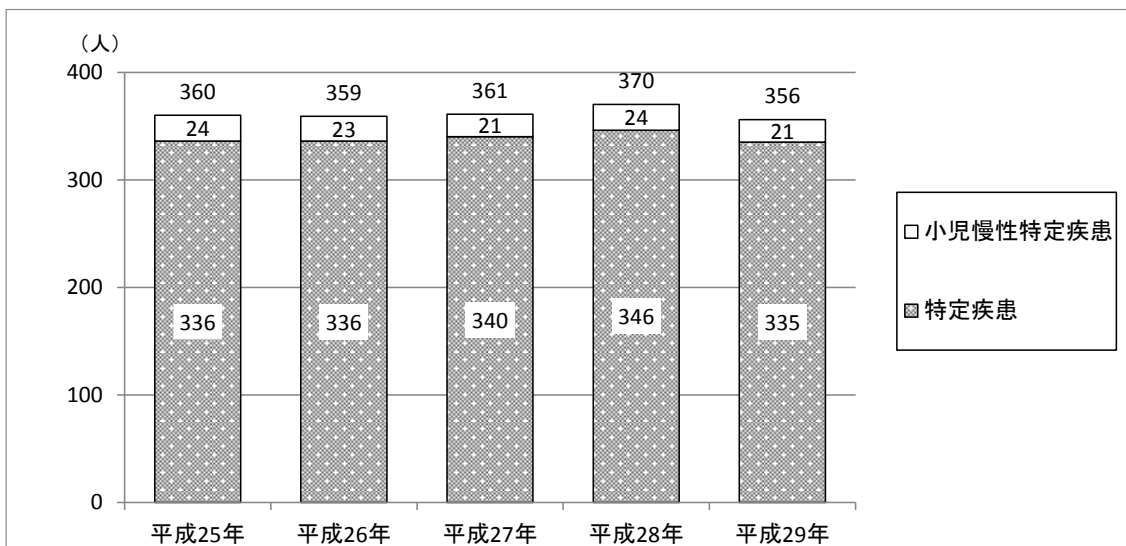
6. 難病患者の状況

平成 25 年 4 月から、「障害者総合支援法」に定める障がいのある人の対象に、難病患者が加わり、障がい福祉サービスや相談支援等の対象となりました。

平成 29 年 4 月 1 日現在、特定疾患医療受給者証所持者数は 335 人、小児慢性特定疾患医療受給者証所持者数は 21 人で、これまでの推移をみると、概ね横這いとなっています。

なお、平成 27 年 1 月 1 日に、「難病の患者に対する医療等に関する法律」（以下「難病法」という。）が施行され、難病のうち国が定めた基準に該当する 330 疾患が指定難病とされ、指定難病にかかる医療費の助成が行われています。

■医療受給者証所持者数の推移（各年 4 月 1 日現在）



資料：社会福祉課

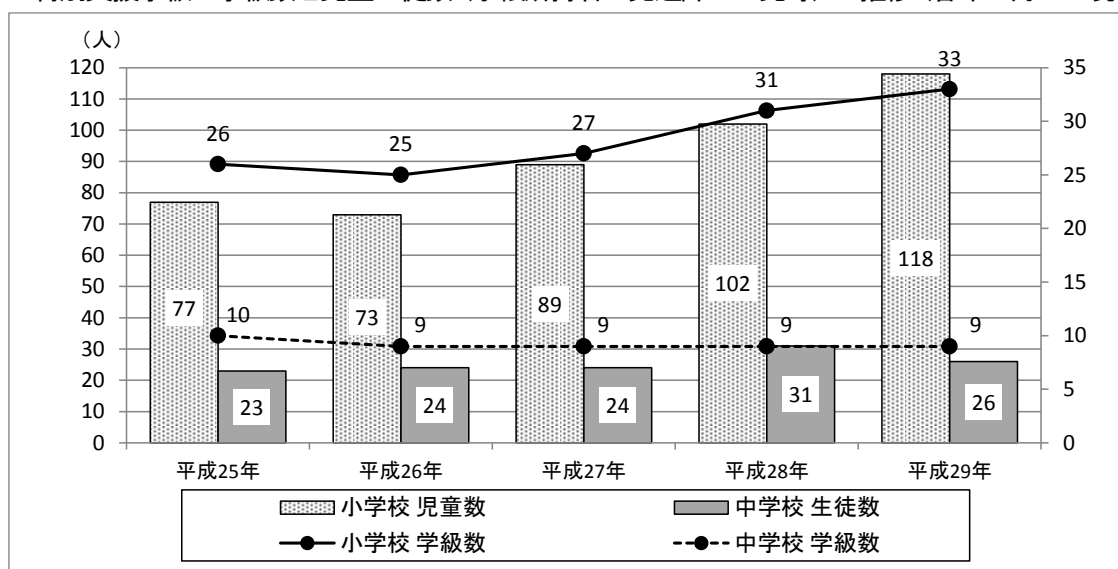
7. 就学等の状況

平成29年5月1日現在、本市の小中学校に設置されている特別支援学級の学級数は42学級（小学校33学級、中学校9学級）、障がいのある児童生徒数（手帳所持者＋発達障がい児等）は144人（小学校児童118人、中学校生徒26人）になっています。

これまでの推移をみると、小学校児童数（手帳所持者＋発達障がい児等）が近年特に増加しており、それに伴い学級数も増加しています。

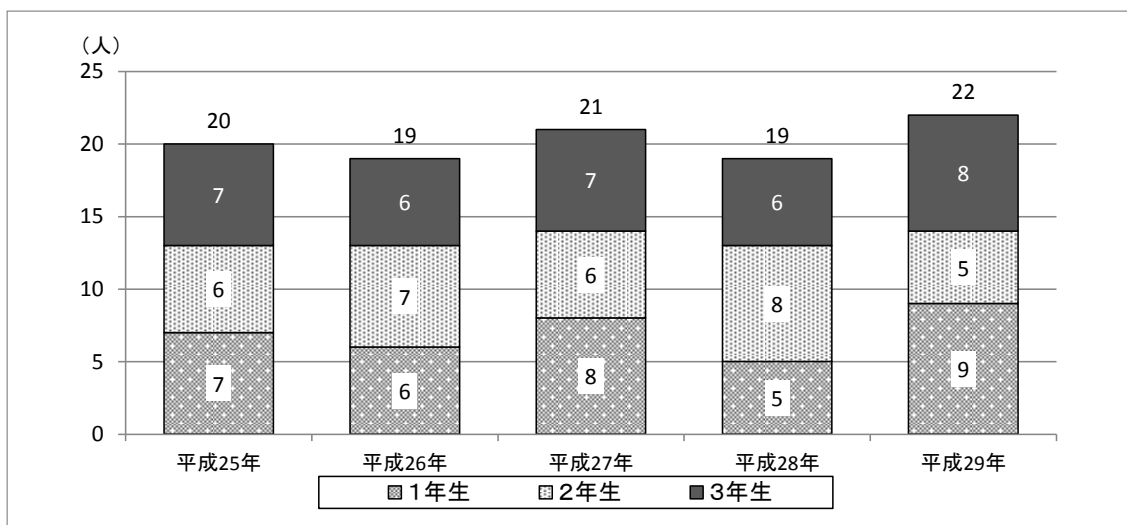
また、特別支援学校高等部の在籍者数は、20人前後で推移しています。

■特別支援学級の学級数と児童生徒数（手帳所持者＋発達障がい児等）の推移（各年5月1日現在）



資料：学校教育課

■特別支援学校高等部在籍者数（阿波市在籍者のみ）の推移（各年5月1日現在）

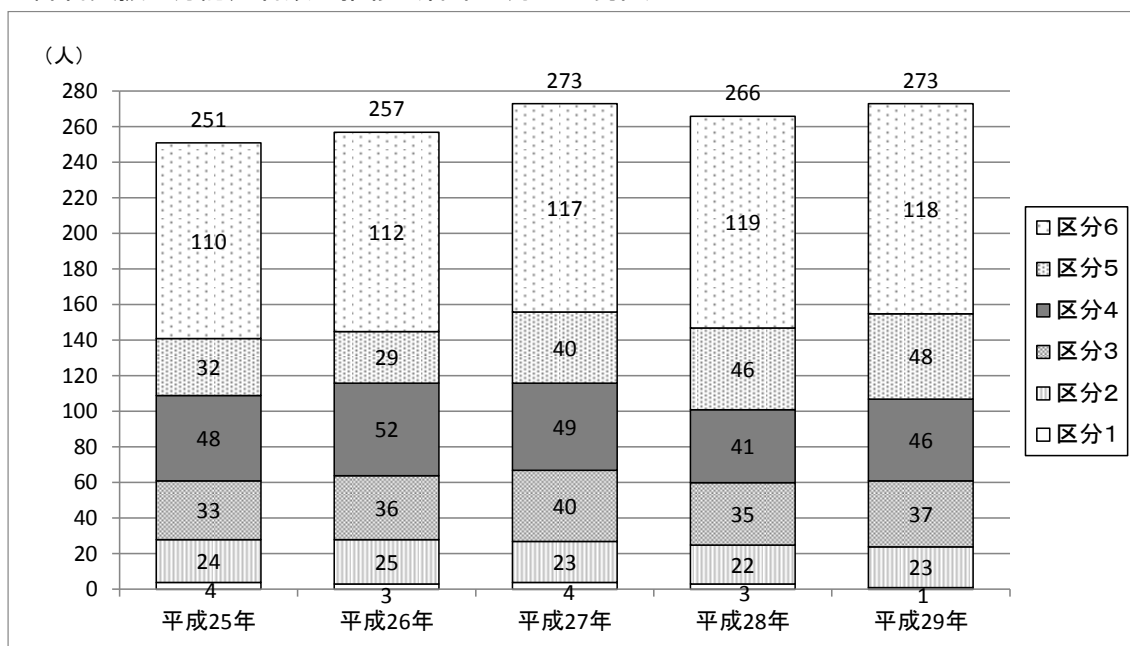


資料：学校教育課

8. 障害支援区分の状況

障がい福祉サービスを利用するためには、「障害支援区分」の認定を受けることが必要となる場合があります。障害支援区分の認定者数は増加傾向で推移しており、その内訳は、以下のとおりとなっています。

■障害支援区分認定者数の推移（各年4月1日現在）



資料：社会福祉課

第3章 計画の基本課題

障がいのある人をめぐる法制度の動向や生活実態等を総合的に勘案し、阿波市障がい者計画（第3次）・阿波市障がい福祉計画（第5期）の基本課題を整理すると、以下のとおりです。

（1）市全体の福祉意識の高揚

障がいを理由とするあらゆる差別や偏見をなくすとともに、市民や市民団体等の多様な主体が、身近な地域の福祉活動等に「我が事」として主体的に参画する「地域共生社会[※]」を実現していくためには、市全体の福祉意識の一層の高揚が必要不可欠です。

このため、子どもから高齢者まで市民一人ひとりをはじめ、市民団体や民間企業、行政など、市内のあらゆる主体に対する広報・啓発活動等をさらに進めていく必要があります。

（2）利用者本位の生活支援

障がいのある人が自己選択と自己決定のもとに、身近な場所で自分が望むサービスを主体的に選択・利用し、地域で安定した生活を送ることができるよう、障がい福祉サービスを質・量の両面から充実させ、一人ひとりのニーズに合った支援を行う必要があります。

また、自己選択・自己決定を適切に行うためには、それを支える仕組みとして、必要な情報の提供、相談、サービスの利用支援、利用者の権利擁護などの充実が重要です。

（3）安全・安心の確保

障がいのある人が安全に安心して生活していくためには、心理的障壁だけでなく、物理的障壁も取り除いていく必要があります。公共施設等のバリアフリー化[※]などに向けた施策を展開し、だれもが暮らしやすいまちづくりを推進していく必要があります。

また、災害時における障がいのある人の避難支援体制の充実をはじめ、防災・防犯対策を進め、安全・安心な暮らしづくりに取り組む必要があります。

[※]地域共生社会：制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながること、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会。

[※]バリアフリー化：障がい者が社会生活を営む上での障壁（バリア）をなくすこと。バリアには意識上のもの、建物など物理的なもの、制度的なものなどがある。

（４）生きがいを実感できる環境づくり

障がいのある人が社会的に自立し、生きがいのある生活を送るためには、経済的自立が重要であることから、関係機関と連携した総合的な就労支援体制の整備を進める必要があります。

また、障がいのある子ども一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばし、社会的に自立した生活を送ることができるよう、保育・教育の充実を図るとともに、障がいのある人が生きがいに満ちた心豊かな生活を送れるよう、文化・スポーツ・レクリエーション活動等への参加機会の充実を図る必要があります。

第2部 障がい者計画

第1章 計画の基本方向

1. 基本理念

「障害者基本法」は、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことを目的としています。

本市ではこれまでも、障がいのある人が自分らしく自立した生活を送ることができるよう、また、障がいのあるなしにかかわらず、だれもがお互いに人格と個性を尊重し共生することができるよう、「みんなが活力をもって暮らせる自立と共生のまち あわ」を基本理念とし、様々な障がい者施策を推進してきました。

本計画では、この「自立と共生」の理念を引き続き大切にしつつ、さらなる取り組みによって「一人ひとりがそれぞれの舞台に立って活躍し、輝きを増すまちづくり」を目指し、基本理念を以下のとおり定めます。

**みんなが輝き合う
自立と共生のまち あわ**

2. 基本方針

「みんなが輝き合う 自立と共生のまち あわ」の実現を目指し、基本方針を以下のとおり定めます。

(1) 福祉意識の啓発と交流活動等の推進

障がいや障がいのある人に対する市民の理解の浸透、「地域共生社会」の実現に向け、広報・啓発活動や福祉教育、障がいのある人とない人との交流機会の充実を図るとともに、ボランティア団体やNPO、障がい者団体等の活動の活性化を促進します。

（２）生活支援体制の充実

障がいのある人への虐待の防止やあらゆる差別の解消、権利擁護に向けた取り組みを進めるとともに、利用者本位の考え方に立って、多様なニーズに対応した生活支援サービスの充実を図ります。また、障がいのある人の生きがいくりに向け、文化・スポーツ活動等の機会の充実に努めるほか、障がいのある人やその家族が安心して暮らせるよう、相談支援体制の充実を図ります。

（３）安全・安心な生活環境の確保

障がいのある人をはじめ、すべての人が安全に安心して生活し、社会参加できるよう、公共施設を中心としたバリアフリー化やユニバーサルデザイン※の導入、歩道の段差解消など道路環境の整備等を進めるとともに、障がいのある人に配慮した防災・防犯対策の充実に努めます。

（４）教育・育成の充実

障がいのある子どもが、できるだけ早い段階で適切な支援を受けられるよう、障がいの早期発見・早期療育体制の充実に努めるとともに、障がいのある子どもがその能力や可能性を最大限に伸ばし、社会的に自立した生活を送れるよう、インクルーシブ教育システム※の構築を基本に、一人ひとりの状況やニーズに応じた特別支援教育を推進します。

（５）雇用・就業の支援充実

障がいのある人の働く場の確保に向け、事業所等に対する啓発の推進や公的機関における雇用の拡大に努めるとともに、就労系サービスの提供体制の充実促進、障がい者就労施設等からの物品の調達を図ります。

（６）保健・医療体制の充実

疾病の予防と、障がいのある人の２次障がい等の予防、健康づくりに向け、保健サービスの充実及び利用しやすい環境づくりを進めていくとともに、在宅医療・リハビリテーション体制の充実を促進します。

（７）意思疎通支援・情報提供体制の充実

聴覚障がいや視覚障がい等により意思疎通を図ることに支障がある人に対し、手話通訳者・要約筆記者の派遣等の支援に努めるとともに、障がい者が必要な情報を的確に入手できるよう、多様な情報媒体の活用による情報提供体制の充実や声の広報等の発行、ホームページの充実等に努めます。

※ユニバーサルデザイン：すべての人が使いやすい施設や建物、空間等のデザイン。

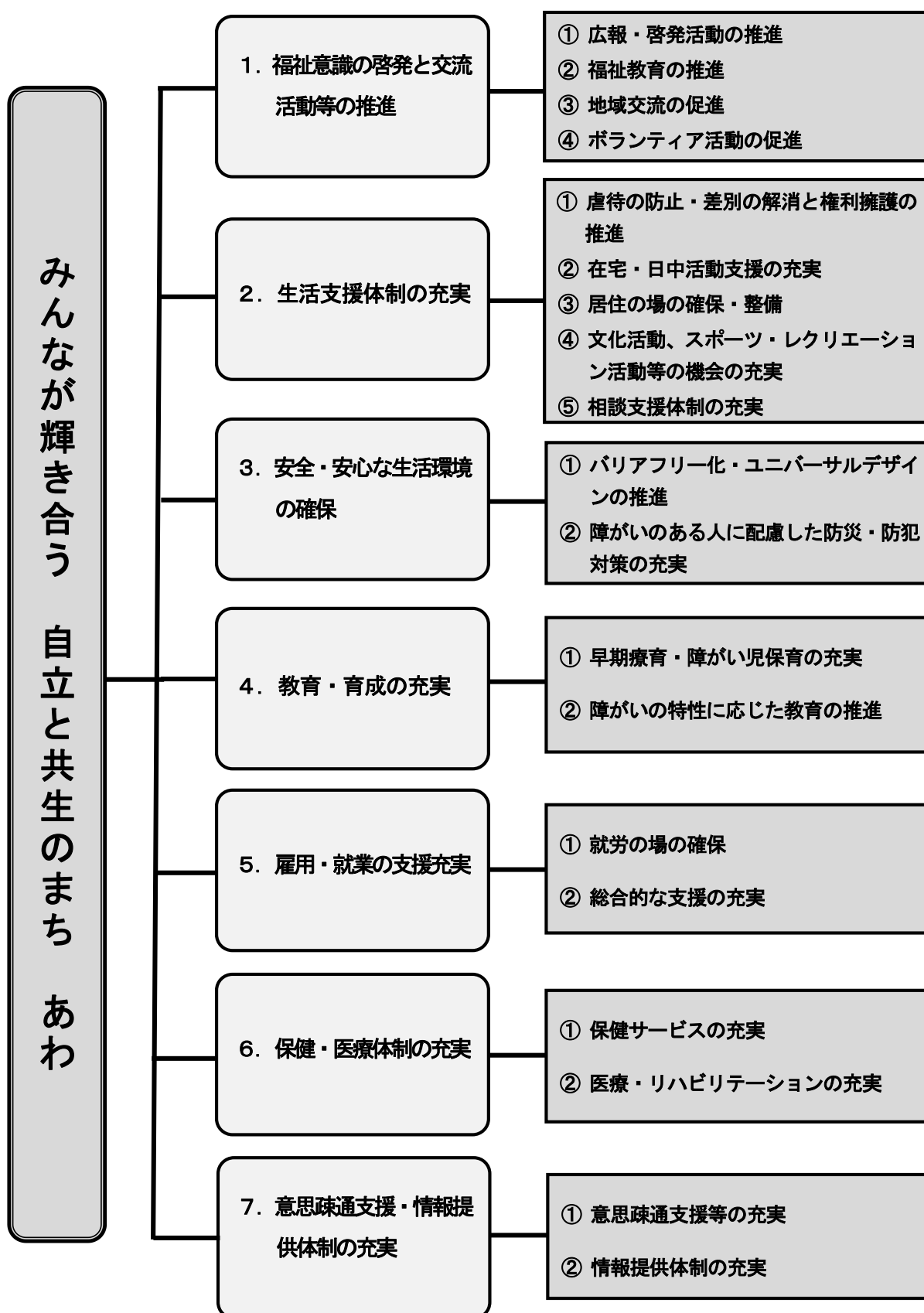
※インクルーシブ教育システム：共生社会の形成に向け、障がいのある人とない人がともに学ぶ仕組み。

3. 施策の体系

基本理念

基本方針

主要施策



第2章 計画の内容

基本方針1. 福祉意識の啓発と交流活動等の推進

1. 広報・啓発活動の推進

現状・課題と方針

障がいのある人もない人も、地域の中でともに学び、働き、暮らすためには、市民や事業者等が、障がいのある人やその障がい特性について正しく理解し、「心の壁」を取り除くことが必要です。

本市では、広報紙をはじめとする様々な情報媒体を通じた広報・啓発活動等を推進し、障がいや障がいのある人に対する理解の促進に努めており、障がいのある人への理解は深まりつつありますが、一部にみられる偏見や誤解の解消に向け、市民や事業者等へのさらなる啓発が必要となっています。

このため、障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向け、障がいや障がいのある人への理解を深めるための広報・啓発活動をさらに積極的に推進していきます。

施 策

1-1-1. 広報紙等による広報・啓発活動の充実

障がいや障がいのある人に対する理解の促進はもとより、虐待の防止や差別の解消に向け、近年の法制度の動向等も踏まえつつ、広報紙や「社協だより」、ACN、ホームページ、障がい者団体が作成する会報等を積極的に活用し、広報・啓発活動の充実を図ります。

1-1-2. 人権啓発の推進

障がい者等の人権問題に対する市民意識の高揚を図るため、関係団体と連携・協力し、人権啓発を推進します。

1-1-3. 「障害者週間」・「人権週間」等における行事の充実

ノーマライゼーション※の理念の普及啓発を図るため、「障害者週間」（12月3日～12月9日）、「人権週間」（12月4日～12月10日）、「障害者雇用支援月間」（9月）の周知を図るとともに、これらの機会をとらえた障がいや障がいのある人への理解を深める行事の内容充実を図り、市民の参加を促進します。

※ノーマライゼーション：だれもが等しく普通の生活を送ることができる社会こそ正常であるという考え方。

2. 福祉教育の推進

現状・課題と方針

障がいや障がいのある人への理解を深め、地域社会において人権尊重と万人共生の社会を育むためには、広報・啓発活動はもとより、教育活動の一環としての住民福祉教育・ボランティア体験学習が必要です。

本市ではこれまで、学校教育等を通じた福祉教育を進めてきましたが、まだ十分理解されていないこともあり、早い時期から障がいのある人と接するなど、さらに障がいのある人への理解を広めることが必要です。

このため、小中学校並びに地域住民も含めた福祉教育を積極的に推進していくとともに、子どもから高齢者まで幅広い層に対して、障がいのあるなしにかかわらず「地域共生社会」を育むための取り組みを推進していきます。

施 策

1-2-1. 学校教育における福祉教育の充実

次代を担う子どもたちが体験学習等を通じて社会福祉への関心を高めるよう、市内の小中学校の福祉協力校の指定を引き続き行うとともに、すべての小中学校における福祉体験学習の推進など、福祉教育の一層の充実に取り組みます。

1-2-2. 教員の資質向上

特別支援学級担当の教員や特別支援教育コーディネーター等の研修を実施し、教員の資質向上を図ります。

1-2-3. 交流教育の推進

幼児・児童生徒が、ともによりよく成長することを目的として、特別支援学校と市内の幼稚園・小中学校等との交流教育を推進します。

1-2-4. 人権教育の推進

「完全参加と平等」の実現を目指し、ノーマライゼーションの考え方を基本に、お互いの人権を尊重し合う人権教育を推進します。

1-2-5. 地域における住民福祉教育の充実

様々な生涯学習の場において、福祉教育やボランティア体験学習、福祉に関する講座などを取り入れ、地域における住民福祉教育の充実に取り組みます。

1-2-6. 市職員の福祉意識の高揚

市職員の研修に、障がいのある人の福祉や人権に関する内容を積極的に取り入れ、市職員の福祉意識の高揚を図ります。

3. 地域交流の促進

現状・課題と方針

障がいのある人が地域の中で充実した生活を送るためには、周辺住民とふれあいながら、豊かな人間関係を築くことが重要であり、ともに支え合い、生きていく「共生」のまちづくりへの大事な基盤となります。

このため、地域の団体等と連携し、障がいの有無にかかわらずだれもが気軽に参加できる行事の開催など、多様な交流・ふれあいの機会づくりを進めていきます。

施 策

1－3－1. 地域における見守りネットワークづくり

障がいのある人やその他の支援を必要とする人が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、ボランティア団体など福祉活動を行う団体との連携を強化し、地域全体で支援を必要とする人を見守るネットワークの構築を図ります。

1－3－2. 地域での交流活動の促進

特別支援学校等に通学する障がい児等を対象とした作業体験・交流体験事業を引き続き行うとともに、交流活動を実施する障がい者団体等の関係団体に対する支援に努めます。

1－3－3. 障がいのある人の参加支援

障がいのある人が交流活動等に参加しやすい環境づくりに向け、必要に応じて手話通訳者や要約筆記者の派遣などの支援に努めます。

4. ボランティア活動の促進

現状・課題と方針

障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには、公的なサービスに加え、ボランティア団体やNPOなどによる活動が重要な役割を果たします。

本市では、社会福祉協議会と連携し、ボランティア団体の活動支援やボランティアの育成等に努めており、多くのボランティアが市内で活動しています。

障がいのある人や高齢者等の福祉ニーズや生活課題がますます多様化する中、こうしたボランティア団体やNPOなどの地域の多様な主体が「我が事」として参画し、ともに地域をつくっていく「地域共生社会」の形成が求められています。

このため、今後とも社会福祉協議会と連携し、既存のボランティア団体やNPOなどの活動支援を行いながら、万人共生理念のコミュニティが創造できる新たなボランティアの育成を図ります。

施 策

1-4-1. ボランティア団体・NPOの活動支援

ボランティア団体・NPOの活動の活性化に向け、ボランティア連絡協議会を通じて情報の提供や活動の助言、交流の場の提供に努めるとともに、障がい者団体、ボランティア団体、NPO等と連携し、障がいのある人への取り組みを促進します。

1-4-2. ボランティアの育成

あらゆる機会をとらえて市民のボランティア意識の高揚を図るとともに、社会福祉協議会と連携し、養成講座や福祉体験等を行い、ボランティアの育成・確保に努めます。

1-4-3. 障がいのある人自身のボランティア活動の促進

障がいのある人自らが障がいのある人を支援するボランティア活動の支援を行います。

基本方針2. 生活支援体制の充実

1. 虐待の防止・差別の解消と権利擁護の推進

現状・課題と方針

平成24年10月に「障害者虐待防止法」が施行されたほか、平成28年4月には、すべての国民が障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害者差別解消法」が施行されました。

本市では、障がい者虐待防止センターの設置など体制の整備を図り、虐待の防止や差別の解消に向けた取り組みを積極的に進めていますが、アンケート調査によると、差別や嫌な思いをしたことがある人（「ある」と「少しある」の合計）が全体で4割弱、特に知的障がい者と精神障がい者では7割前後にのぼっています。

このため、障がいのある人が虐待や差別を受けることなく、地域で安心して生活できるよう、虐待の防止や早期発見、差別の解消に向けた取り組みをさらに充実させていきます。

また、本市では、十分な自己決定や意思表示が困難な人の人権や財産等を守る取り組みとして、成年後見制度等の利用促進に努めていますが、アンケート調査によると、成年後見制度について、「名前も内容も知っている」という人はおよそ4人に1人となっています。

こうした実態を踏まえ、障がいのある人が権利を尊重されながら安心して暮らせるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業などの権利擁護に関する事業を広く周知し、利用を促進していきます。

■差別や嫌な思いをしたことがあるか（全体・障がい種別）

		ある	少しある	ない	無回答	n
(%)						
全体		17.8	20.9	51.2	10.1	1142
障がい種別	身体	14.4	19.4	56.0	10.2	909
	知的	37.7	32.5	22.5	7.3	151
	精神	40.7	27.8	24.1	7.4	54

■成年後見制度について（全体・障がい種別）

		名前も内容も知っている	名前を聞いたことがあるが内容は知らない	名前も内容も知らない	無回答	n
（％）						
障がい種別	全体	25.7	33.6	30.7	10.0	1142
	身体	27.0	34.0	28.6	10.5	909
	知的	29.1	34.4	30.5	6.0	151
	精神	20.4	27.8	48.1	3.7	54

施 策

2-1-1. 障がいのある人の虐待の防止に向けた体制の充実

障がいのある人に対する虐待の防止に向け、障がい者虐待防止センターに関する周知に努めるとともに、通報・届出に対して速やかかつ的確に対応できるよう、関係機関・団体との連携を強化し、相談支援体制の充実を図ります。

2-1-2. 障がいを理由とする差別の解消に向けた取り組みの推進

障がいを理由とするあらゆる差別の解消に向け、市役所における不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供に関する取り組みの推進、事業者への周知・啓発に努めるとともに、差別解消の取り組みを行うネットワークとして、障害者差別解消支援地域協議会の立ち上げを図ります。

2-1-3. 成年後見制度の周知と利用支援

判断能力が十分でない人の権利を守るため、財産管理や身上監護に関する契約などを援助する成年後見制度の周知、利用促進に努めます。身寄りが無い等の理由から、制度を利用することが難しい障がいのある人に対しては、市長申し立てを積極的に行い、権利擁護を推進します。

2-1-4. 日常生活自立支援事業等の実施

判断能力が十分でない人に対し、福祉サービスの利用援助等を行う日常生活自立支援事業や金銭管理サービスを実施します。また、本人の意思の実現と、本人にとって最善の利益を考え、意思決定支援を推進します。

2. 在宅・日中活動支援の充実

現状・課題と方針

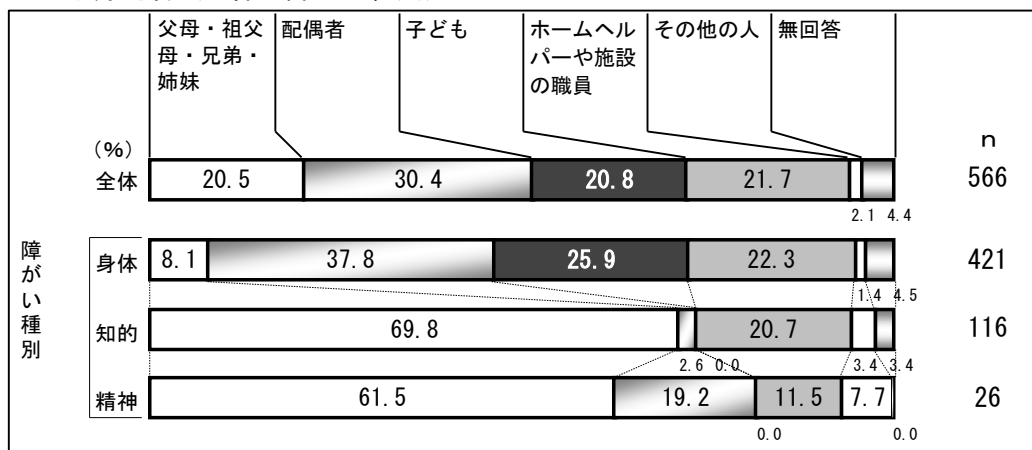
障がいのある人やその家族が住み慣れた地域や家庭で生活していく上で、各種在宅サービスや日中の活動を支援するサービスは大変重要なものです。

アンケート調査では、介助が必要な人の主な介助者について、身体障がい者は「配偶者」、知的障がい者と精神障がい者は「父母・祖父母・兄弟・姉妹」が最も多くなっています。また、主な介助者の年齢は「60歳代」が最も多く、次いで「70歳代」、「50歳代」の順で、介助者の高齢化の状況がうかがえます。介助を行う上で困っていることについては、「精神的負担が大きい」と「身体的負担が大きい」が第1・2位を占めています。

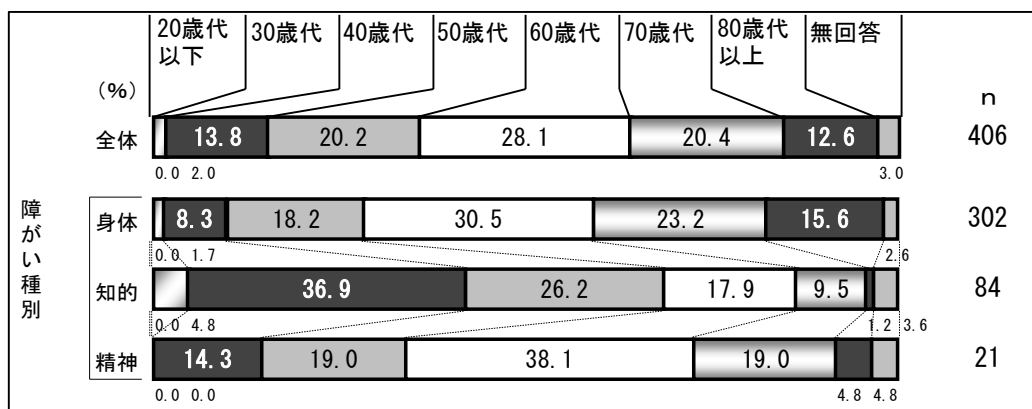
このようなことから、障がいのある人の地域での自立した生活を支援するとともに、介助者の負担や不安を軽減するため、各種サービスの充実が求められています。また、障がいのある人の高齢化が進む中、地域共生サービスとして、介護保険事業と連携した切れ目のない支援も必要になります。

このため、障がいのある人が各種サービスをニーズに応じて利用できるよう、サービス提供事業者と連携し、地域におけるサービス提供基盤の整備・充実を進めていきます。

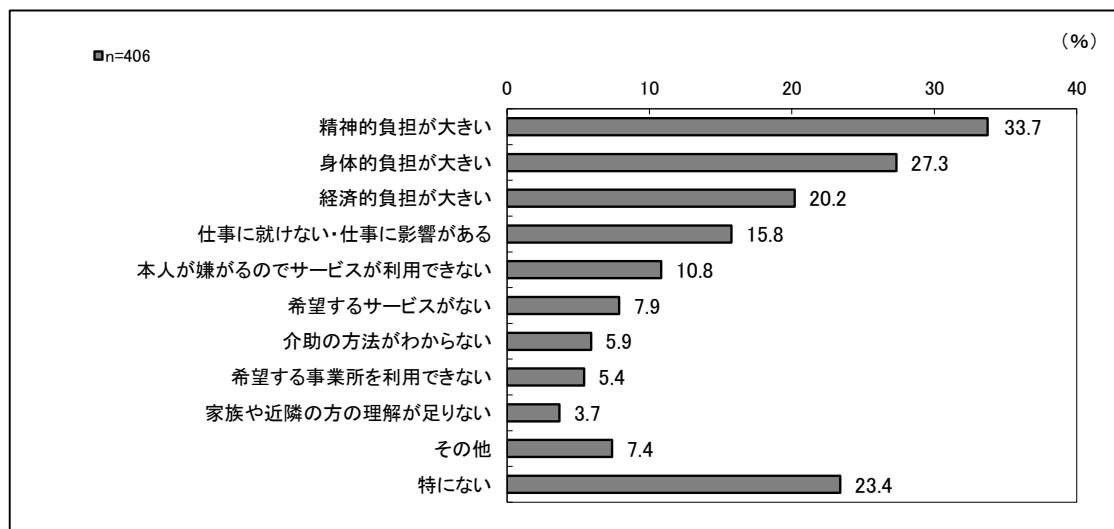
■主な介助者（全体・障がい種別）



■主な介助者の年齢（全体・障がい種別）



■ 介助を行う上で困っていること（全体／複数回答）



施 策

2-2-1. 訪問系サービスの充実

障がいのある人の在宅生活を支援するため、居宅介護（ホームヘルプ）や重度訪問介護をはじめとする各種訪問系サービスの提供体制の充実及び質の向上を促進します。

2-2-2. 日中活動系サービスの充実

障がいのある人が地域社会の中で安心して生活し、自立していけるよう、生活介護や自立訓練をはじめとする各種日中活動系サービスの提供体制の充実及び質の向上を促進します。

2-2-3. 地域生活支援事業の充実

障がいのある人が自立した社会生活や日常生活を営めるよう、スポーツや文化芸術活動などの社会参加を促進することを含め、地域で生活する障がいのある人のニーズを踏まえた各種事業を実施します。

2-2-4. 各種福祉手当の支給

受給資格者に対して不利益が生じないよう適切な情報提供を行いながら、特別障害者手当や障害児福祉手当等の各種福祉手当の支給を実施します。

2-2-5. 各種助成制度の周知・活用

障がいのある人に対する税制上の優遇措置や移動・交通にかかる各種助成制度の周知・活用を図り、経済的負担の軽減に努めます。

3. 居住の場の確保・整備

現状・課題と方針

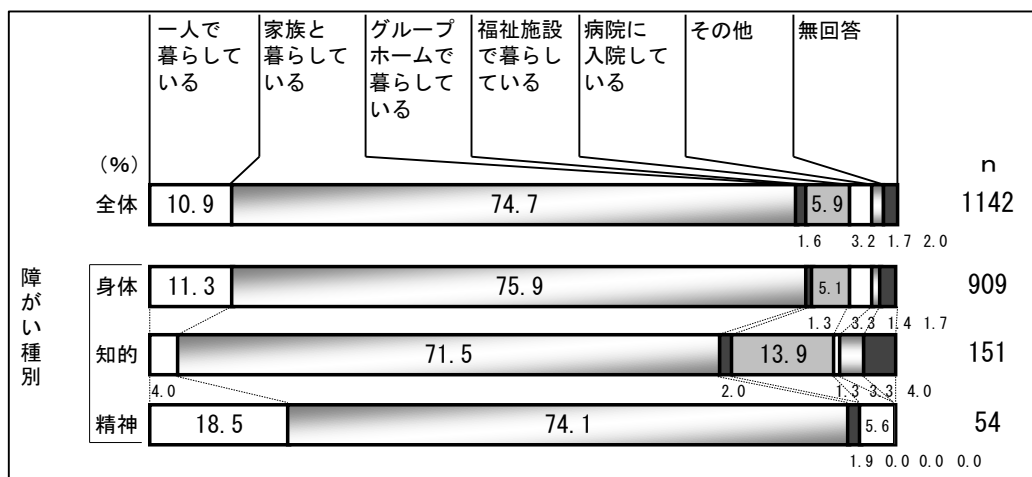
在宅での生活が困難な人の地域での自立生活を支援するためには、居住の場の提供が不可欠です。特に、知的障がいや精神障がいのある人にとっては、暮らしの拠点を確保することが地域生活への移行を支援・促進する上で重要となります。

アンケート調査では、現在どのように暮らしているかについて、「家族と暮らしている」が全種別で7割以上を占めていますが、「一人で暮らしている」という人も、身体障がい者で1割強、精神障がい者で2割弱となっています。また、今後望む暮らし方としては、「住み慣れた地域で暮らしたい」が全種別で最も多くなっており、また、知的障がい者では「施設に入所して暮らしたい」・「グループホームに入居して暮らしたい」が他の種別に比べてやや多くなっています。

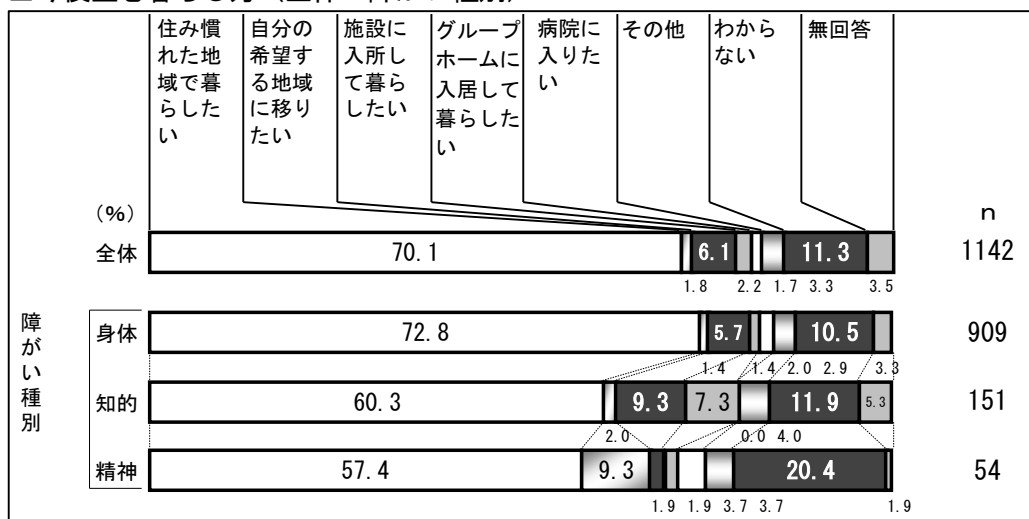
こうした状況を踏まえ、障がいのある人それぞれのニーズに対応できるよう、障がい者支援施設の施設入所支援を行うほか、グループホームなどの必要量の確保を目指します。

また、市の住宅施策との連携により、障がいのある人の施設入所から地域生活への移行を支援する居住の場の確保に努めていきます。

■ どのように暮らしているか（全体・障がい種別）



■今後望む暮らし方（全体・障がい種別）



施 策

2-3-1. 居住系サービスの充実

障がいのある人それぞれのニーズに応じた居住の場の確保に向け、共同生活援助（グループホーム）や施設入所支援などの居住系サービスの提供体制の充実及び質の向上を促進します。

2-3-2. 住宅施策との連携による住宅の確保

市営住宅の整備・活用など、市の住宅施策との連携・調整による障がいのある人の住宅の確保に努めます。

2-3-3. 住宅改造費の助成

障がいのある人が暮らしやすい住環境づくりに向け、住宅改造費助成事業の周知と活用を図ります。

4. 文化活動、スポーツ・レクリエーション活動等の機会の充実

現状・課題と方針

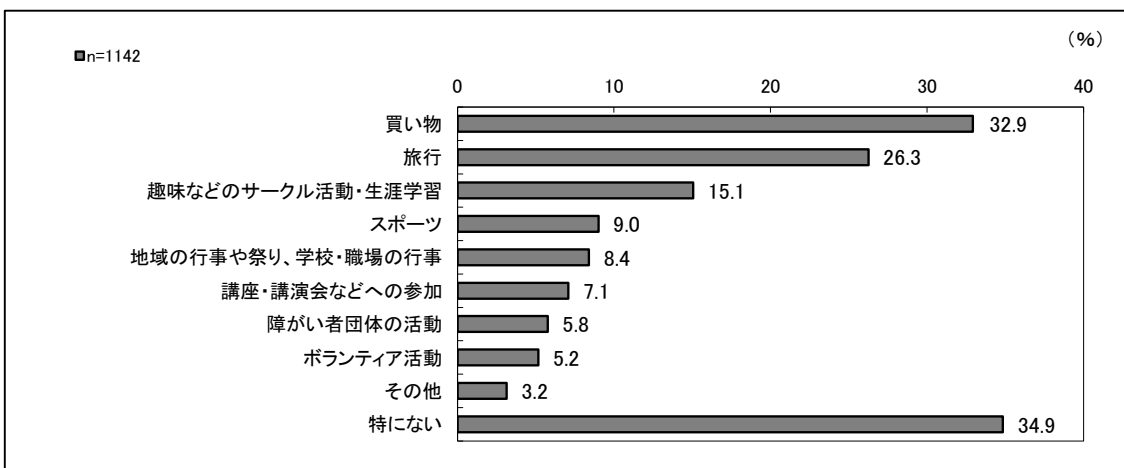
障がいのある人がいきいきとした生活を送るためには、本人が持つ能力を最大限に生かせるよう支援することが重要です。文化活動やスポーツ・レクリエーション活動等は、障がいのある人の生活を豊かにし、障がいのある人となない人との交流の機会にもつながります。

本市では、社会福祉協議会を主体に障がい者スポーツ大会やグランドゴルフ講習会、ニュースポーツ講習会を開催するなど、障がいのある人の文化活動やスポーツ・レクリエーション活動等への参加促進に努めてきました。

アンケート調査では、余暇活動としてしたい活動について、「買い物」や「旅行」に続き、第3位に「趣味などのサークル活動・生涯学習」、第4位に「スポーツ」があげられています。

障がいのある人が生きがいに満ちた心豊かな生活を送るとともに、楽しい時間を共有することにより仲間づくりを行えるよう、参加しやすい環境づくりに留意しながら、文化活動やスポーツ・レクリエーション活動等の機会の充実に努めます。

■余暇活動としてしたい活動（全体／複数回答）



■余暇活動としてしたい活動（全体・障がい種別／複数回答）

（上位3位、単位：％）

		第1位	第2位	第3位
全体		買い物 32.9	旅行 26.3	趣味などのサークル活動・生涯学習 15.1
障がい種別	身体	買い物 28.6	旅行 25.9	趣味などのサークル活動・生涯学習 15.6
	知的	買い物 57.0	旅行 31.1	地域の行事や祭り、学校・職場の行事 22.5
	精神	買い物 50.0	旅行 35.2	スポーツ 22.2

施 策

2-4-1. 障がいのある人の文化芸術活動の促進

障がいのある人の文化芸術活動を促進するため、障がい者団体や文化団体等と連携し、活動の機会や、活動の成果を発表・展示する機会の充実を図ります。

2-4-2. 障がいのある人のスポーツ・レクリエーション活動の促進

障がいのある人がスポーツ・レクリエーション活動に気軽に親しむことができるよう、障がい者スポーツ大会の内容充実・参加促進に努めるとともに、障がいのある人に配慮したスポーツ、だれでも気軽に取り組めるスポーツの普及に努めます。

2-4-3. 生涯学習機会の充実

障がいのある人もない人も、生涯を通じて学習活動を行い、充実した人生を送ることができるよう、生涯学習機会の充実を図ります。

5. 相談支援体制の充実

現状・課題と方針

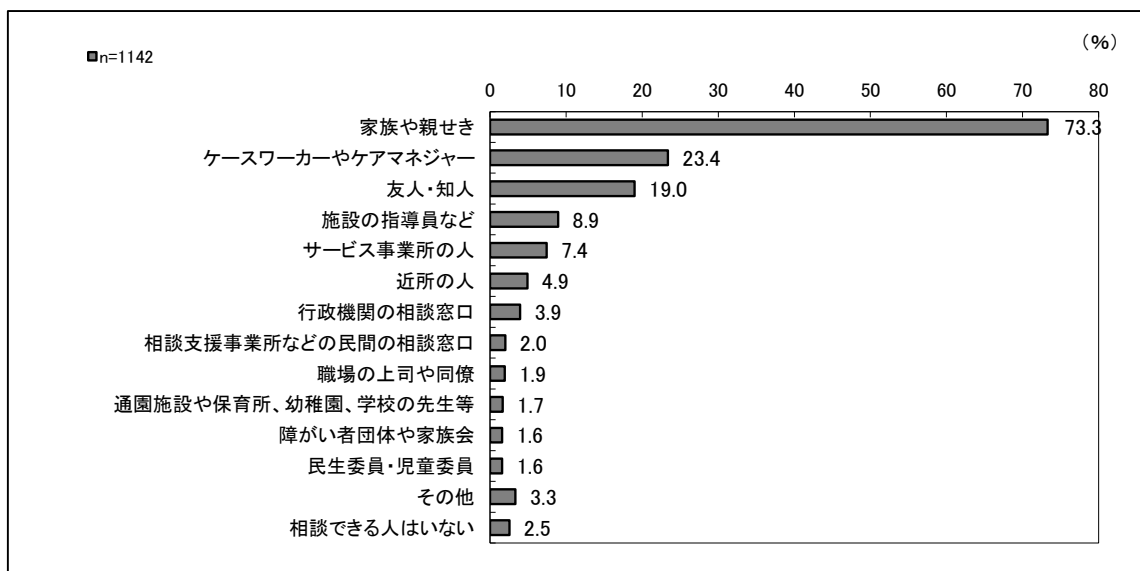
障がいのある人が地域で自立して生活していくためには、身近なところで気軽にかつ安心して相談ができる体制の整備が必要です。

本市では、障がいのある人やその家族などからの相談に応じ、情報の提供等を行う相談支援事業を実施しているほか、市担当課に保健師を配置し、一般的な相談支援事業に加え、困難ケース等への対応も行っています。また、身体障害者相談員や知的障害者相談員による相談事業、精神保健福祉相談等を実施しています。

アンケート調査では、悩みや困ったことをだれに相談するかについて、「家族や親せき」の割合が特に高くなっている一方、「行政機関の相談窓口」や「相談支援事業所などの民間の相談窓口」などの割合が低いことなどから、さらなる周知と機能の向上を図る必要があります。

今後は、地域における相談の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置も視野に入れながら、相談支援体制のさらなる充実を進めていきます。

■悩みや困ったことをだれに相談するか（全体／複数回答）



■悩みや困ったことをだれに相談するか（全体・障がい種別／複数回答）

（上位3位、単位：％）

		第1位	第2位	第3位
全体		家族や親せき 73.3	ケースワーカーやケアマネジャー 23.4	友人・知人 19.0
障がい種別	身体	家族や親せき 75.4	ケースワーカーやケアマネジャー 23.7	友人・知人 19.0
	知的	家族や親せき 64.9	施設の指導員など 24.5	友人・知人 17.2
	精神	家族や親せき 66.7	ケースワーカーやケアマネジャー 42.6	友人・知人 25.9

施 策

2-5-1. 相談支援事業の実施

障がいのある人等からの相談に応じ、情報の提供や助言、障がい福祉サービスの利用支援、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助などを行う相談支援事業の実施体制の維持・充実に努めます。

2-5-2. 身体障害者相談員、知的障害者相談員等の確保

県とともに、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員を各地区に配置し、身近なところでの相談や家庭訪問等の実施により、ニーズの掘り起こしや行政との連絡調整を行います。

2-5-3. 障害者自立支援協議会の充実・活用

相談支援体制を一層強化するため、障害者自立支援協議会の機能充実と有効活用を図るとともに、これを中心とした障がいのある人の地域生活を支えるネットワークを構築します。

基本方針3. 安全・安心な生活環境の確保

1. バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進

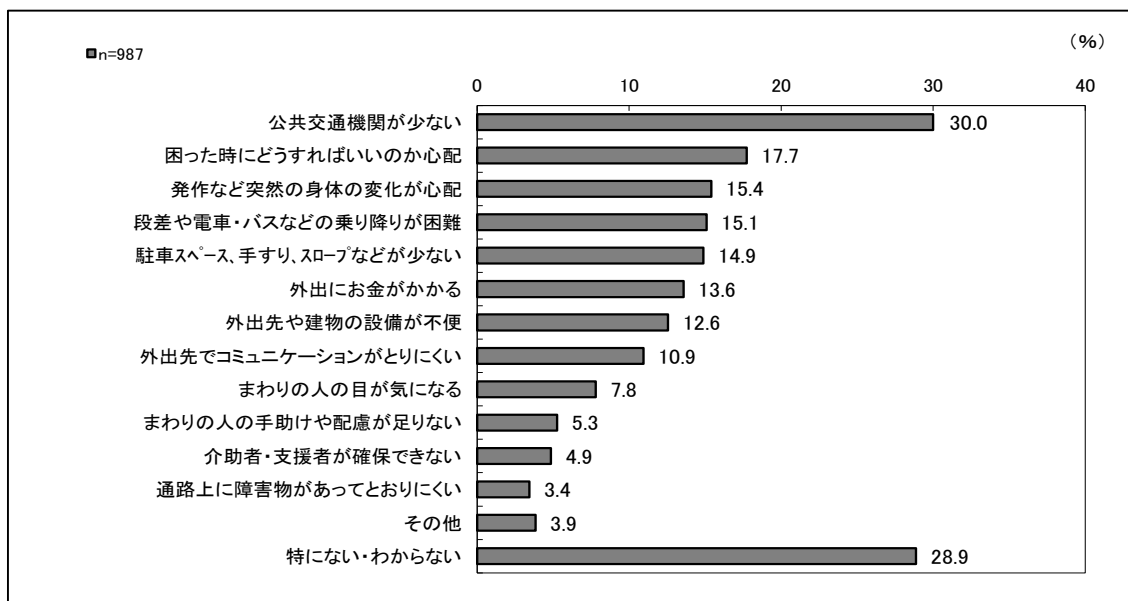
現状・課題と方針

障がいのある人が地域の中で安全に安心して日常生活を送るためには、歩道の段差解消など道路環境の整備や公共施設などにおける障がいのある人の利用しやすいさへの配慮など、総合的な福祉のまちづくりを進めることが重要です。

本市では、これまでだれもが安心して外出でき、地域で活動できるバリアフリーのまちづくりを推進してきましたが、アンケート調査では、外出する時に困ることとして、「段差や電車・バスなどの乗り降りが困難」・「駐車スペース、手すり、スロープなどが少ない」が上位にあげられ、特に身体障がい者では第2・3位を占めています。

このような状況を踏まえ、今後は、障がいのある人はもとより、だれもがよりよい環境で暮らすことができるよう、バリアフリー化やユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちづくりを進めていきます。

■外出する時に困ること（全体・障がい種別／複数回答）



■外出する時に困ること（全体／複数回答）

（上位3位、単位：％）

		第1位	第2位	第3位
全体		公共交通機関が少ない 30.0	困った時にどうすればいいの心配 17.7	発作など突然の身体の変化が心配 15.4
障がい種別	身体	公共交通機関が少ない 28.3	段差や電車・バスなどの乗り降りが困難 17.2	駐車スペース、手すり、スロープなどが少ない 17.1
	知的	公共交通機関が少ない 38.3	困った時にどうすればいいの心配 34.6	外出先でコミュニケーションがとりにくい 32.3
	精神	公共交通機関が少ない 40.0	外出にお金がかかる 32.0	まわりの人の目が気になる／困った時にどうすればいいの心配 30.0

施 策

3-1-1. 公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの推進

既存の公共施設について、だれもが安全に安心して利用できるよう、手すりやスロープの設置、専用トイレや専用駐車場の確保など、バリアフリー化を推進するとともに、新たな施設の整備等にあたっては、ユニバーサルデザインを導入し、すべての人が使いやすい建物・空間づくりを進めます。

3-1-2. 安全・安心な道路環境の整備

障がいのある人の歩行の安全確保と事故防止のため、関係機関と連携しながら、歩道の段差解消や路上の障害物の除去をはじめ、安全・安心な道路環境の整備を進めます。

3-1-3. 民間建築物の整備改善の促進

不特定多数の市民が利用する商業施設などの民間建築物について、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を働きかけていきます。

3-1-4. 公共交通機関のバリアフリー化の促進

今後、市全体の公共交通網の形成について検討し、具体的な取り組みを進めていく中で、交通事業者と連携しながら、バス交通等のバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入についても協議・促進していきます。

2. 障がいのある人に配慮した防災・防犯対策の充実

現状・課題と方針

障がいのある人が安心して生活を営むためには、防災・防犯対策が重要です。

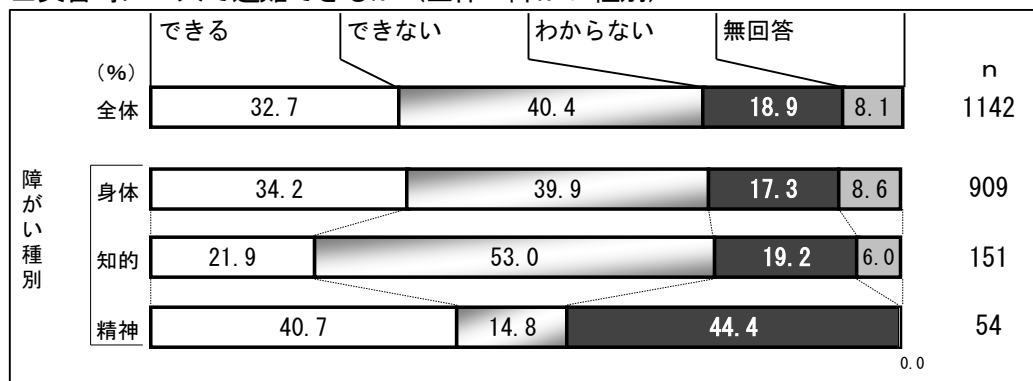
本市では、過去の大雨災害の教訓や南海トラフ巨大地震の発生予測等を踏まえ、防災体制の充実を進めてきたほか、全国的に子どもや高齢者を狙った犯罪が多発する中、防犯体制の充実にも努めてきました。

特に、防災面では、防災に対する市民の関心が一層高まる中、防災マップの配布や危険箇所等のホームページへの掲載、地域における自主防災組織の育成を図ってきたほか、避難行動要支援者名簿の作成や福祉避難所の指定などを進めてきました。

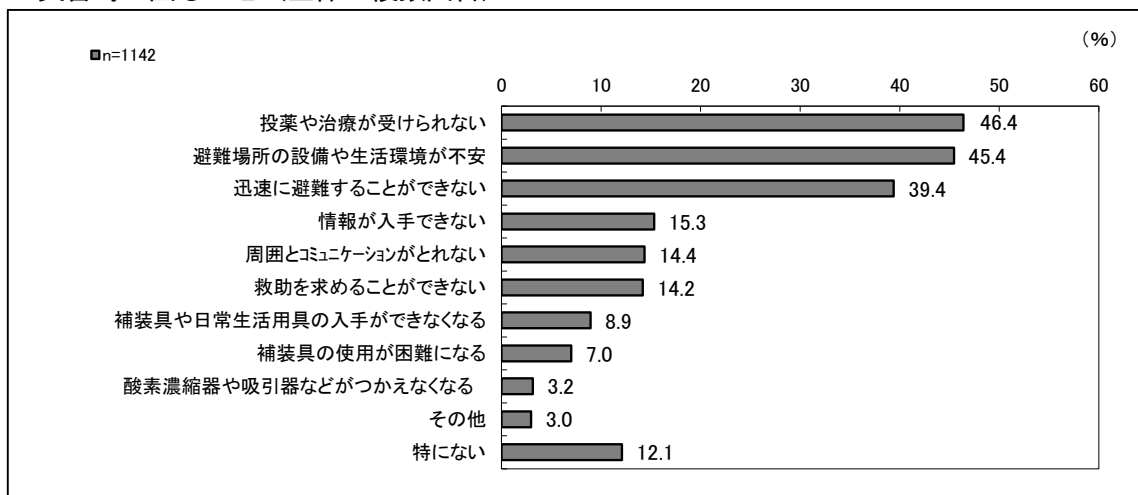
アンケート調査では、災害時に一人で避難できるかについて、「できない」という人が、身体障がい者では約4割、知的障がい者では半数を超えています。また、災害時に困ることとして、「避難場所の設備や生活環境が不安」・「迅速に避難することができない」が第2・3位を占めています。

このような状況を踏まえ、避難時に支援が必要な人の避難支援体制の充実を中心に、防災対策の一層の充実を進めるとともに、障がいのある人が犯罪や悪質商法の被害にあわない環境づくりを進めていきます。

■災害時に一人で避難できるか（全体・障がい種別）



■災害時に困ること（全体／複数回答）



■災害時に困ること（全体・障がい種別／複数回答）

（上位3位、単位：％）

		第1位	第2位	第3位
全体		投薬や治療が受けられない 46.4	避難場所の設備や生活環境が不安 45.4	迅速に避難することができない 39.4
障がい種別	身体	投薬や治療が受けられない 48.2	避難場所の設備や生活環境が不安 45.1	迅速に避難することができない 39.9
	知的	避難場所の設備や生活環境が不安 53.6	周囲とコミュニケーションがとれない 45.7	迅速に避難することができない 44.4
	精神	投薬や治療が受けられない 59.3	避難場所の設備や生活環境が不安 44.4	周囲とコミュニケーションがとれない 29.6

施 策

3-2-1. 防災・防犯意識の啓発

広報紙やホームページ、ACNなど、多様な手段を通じて防災・防犯意識の啓発を図ります。

3-2-2. 災害時における障がいのある人等の避難支援対策の充実

災害等において、障がいのある人や高齢者など自ら避難することが困難な避難行動要支援者が、迅速かつ安全に避難できるよう、避難行動要支援者名簿の充実を図るとともに、これに基づく個別計画の作成を図ります。

3-2-3. 災害時ボランティアコーディネーターの確保

大規模な災害発生時に、効果的な救援活動を行うためのボランティアコーディネーターを現場に配置できるよう、社会福祉協議会と連携し、災害時ボランティアコーディネーターの育成と確保に努めます。

3-2-4. 福祉避難所の確保

災害時における障がいのある人等の安全・安心な避難の場として、想定する対象者数を収容できる規模の福祉避難所の確保を図ります。

3-2-5. 障がいのある人等の防火対策事業の推進

障がいのある人や障がい者福祉施設、関係団体に対し、災害時に適切な行動がとれるよう、防火・防災教室や研修会を開催し、防火・防災に関する知識・技術の普及啓発を図ります。

3-2-6. 消費生活トラブルの防止

消費生活センターを中心に、消費者協会等と連携しながら、悪質商法や特殊詐欺等によるトラブルの防止・解消に向けた消費者相談や消費者教育・啓発、情報提供の充実を図ります。

基本方針4. 教育・育成の充実

1. 早期療育・障がい児保育の充実

現状・課題と方針

障がいを早期に発見し、できる限り早い段階で適切な支援を行うことにより、生活能力の向上につなげていくことが必要です。

本市では、広報紙等により母子保健事業を周知するとともに、乳幼児健康診査の該当者には通知をして受診勧奨を行い、健診内容を充実させています。また、療育相談や発達相談、ことばの相談等を行い、障がいの早期発見・早期療育に努めています。

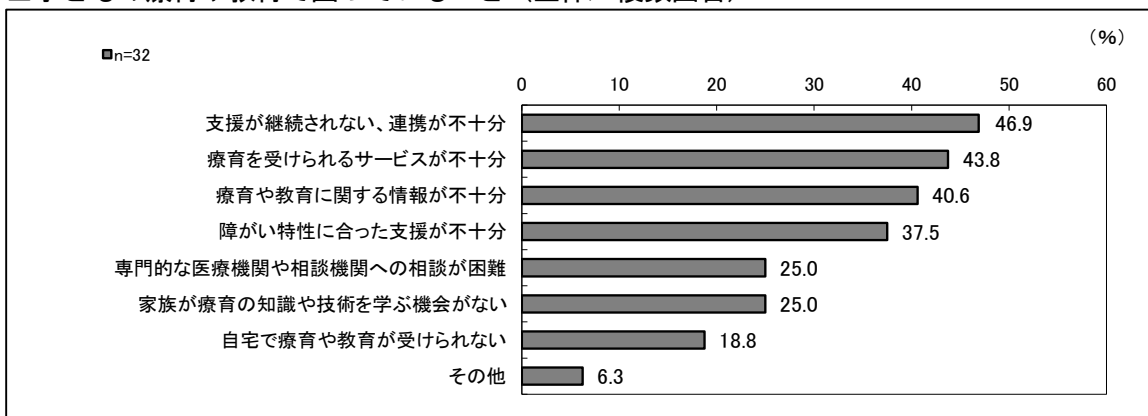
アンケート調査では、子どもの療育や教育で困っていることとして、「支援が継続されない、連携が不十分」・「療育を受けられるサービスが不十分」・「療育や教育に関する情報が不十分」が上位3位を占めています。

このため、障がいの早期発見のための健康診査等の充実に努めるとともに、療育等に関する正しい知識の普及やサービスの周知に努めながら、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携のもと、幼児期からの早期療育体制の充実に努めていきます。

障がいのある子どもの保育については、保育所や認定こども園等において、子ども一人ひとりの特性に合った障がい児保育に取り組んでいます。今後も保護者に対して障がいや障がいのある子どもに関する理解を広めながら、保育内容を充実させていきます。

また、児童福祉法の一部改正により、「居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの新設」、「保育所等訪問支援の拡大」、「医療的ケア児に対する支援」等の充実が図られることとなっています。本市においても、これを踏まえ、障がいのある子どもの多様な支援ニーズを把握し、きめ細かな対応に努めていきます。

■子どもの療育や教育で困っていること（全体／複数回答）



施 策**4－1－1．乳幼児健康診査等の充実**

心身の発達に遅れ等がみられる子どもを早期に発見し、適切な支援につなげるため、母子保健事業の周知や乳幼児健康診査の受診勧奨に努めます。

4－1－2．乳幼児健康診査後のフォロー体制の充実

乳幼児健康診査後の発達相談や療育相談、ことばの相談について、気軽に参加できるよう周知に努めるとともに、内容の充実に努めます。また、発達状態に応じた個別指導によるきめ細かな対応に努めます。

4－1－3．療育体制の充実

保健・医療・福祉・教育等の関係機関の相互の連携を強化し、障がいのある子どもとその保護者に対し、療育に関する相談や指導の充実に努めます。発達障がいのある子どもとその保護者に対しては、専門機関と連携し、相談支援体制の充実に努めます。

4－1－4．障がい児保育の充実

保育所や認定こども園等において障がいのある子どもの受け入れ体制を充実させるとともに、家庭や関係機関と連携しながら、障がい児保育の内容充実に努めます。

4－1－5．障がい児支援サービスの充実

障がいのある子どものニーズの多様化にきめ細かに対応していくため、児童発達支援や児童等デイサービスなどの既存のサービスの提供体制の充実、居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスなど新たなサービスの提供体制の充実を促進します。

4－1－6．就学支援の充実

障がいのある子どもがそれぞれの障がいに応じた適切な教育を受けられるよう、保護者に対する就学に関する相談支援を充実するとともに、就学前療育から学校教育へと適切につなぐため、保健・療育・教育の各分野の連携を強化します。

2. 障がいの特性に応じた教育の推進

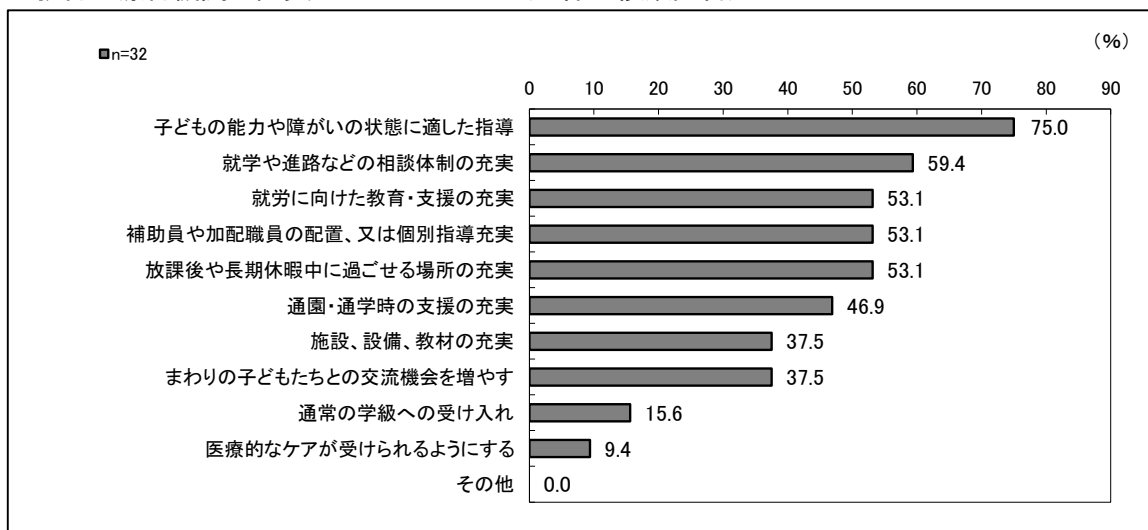
現状・課題と方針

近年、LD（学習障がい）やADHD（注意欠陥多動性障がい）、高機能自閉症※などの発達障がいのある子どもが増加しています。これらの子どもを含め、障がいのある子どもの自立と社会参加を支援していくため、教育の場における障がい児支援の一層の充実が求められています。一人ひとりの障がいの状況に応じた教育により、その可能性や能力を最大限に高め、社会的に自立できるよう支援していくことが必要です。

アンケート調査では、教育・療育機関で充実してほしいこととして、「子どもの能力や障がいの状態に適した指導」が第1位を占めています。

障がいのある子どもが将来的に社会的自立を図れるよう、一人ひとりの能力や障がいの状況に応じたきめ細かな教育的支援を行うとともに、学校施設・設備の整備に努めます。

■教育・療育機関で充実してほしいこと（全体／複数回答）



※高機能自閉症：自閉症の症状があり、知的発達の遅れを伴わない場合をいう。

施 策**4－2－1．特別支援教育に関する相談支援体制の周知・活用**

県教育委員会によって構築されている特別支援教育巡回相談員による相談支援体制について、市民への周知を図り、活用を促進します。

4－2－2．特別支援教育の充実

できる限り同じ場でともに学ぶことを追求し、インクルーシブ教育システムの構築を目指すとともに、そのために不可欠な特別支援教育の一層の充実に向け、特別支援連携協議会を中心に、教育現場の意見を十分に踏まえた上で、障がいのある子ども一人ひとりのニーズに合った支援体制の強化に努めます。

4－2－3．専門性・指導力の向上

障がいの重複化や多様化等に対応できるよう、教員や関係者に対する研修会を開催し、専門性・指導力の向上を図ります。

4－2－4．障がい児を持つ親の会への支援

障がいのある子どもを持つ親の会に対し、情報提供や会のPRなどの活動支援に努めます。

4－2－5．障がい児に配慮した学校施設・設備の整備

障がいのある子どもが学びやすい環境づくりに向け、学校施設のバリアフリー化はもとより、障がいの種別や程度に応じた設備・教材等の整備を進めます。

基本方針5. 雇用・就業の支援充実

1. 就労の場の確保

現状・課題と方針

就労は、自立生活を営むための手段であるとともに、社会参加や社会貢献、生きがいづくりにつながるものであり、障がいのある人の暮らしにとって非常に重要なものです。障がいの状態に応じ、能力を最大限に発揮して働けるよう、多様な働く場の確保が必要です。

また、「障害者雇用促進法」の改正により、平成 30（2018）年度から法定雇用率が見直されています。

アンケート調査では、今後収入を得る仕事をしたいかについて、“したい”と答えた人（「したいと思う」と「したいが、できないと思う」の合計）が、身体障がい者・知的障がい者では6割弱、精神障がい者では7割強にのぼっています。

このような状況を踏まえ、今後は、障がいのある人の経済的自立と自己実現に向け、民間企業に対する障がい者雇用の働きかけをはじめ、就労の場の確保に関する取り組みを積極的に推進します。

■今後収入を得る仕事をしたいか（全体・障がい種別）

	すでにしている	したいと思う	したいが、できないと思う	したいと思わない	無回答	n
(%)						
全体	23.8	22.5	37.6	10.0	6.1	311
障がい種別	29.3	17.7	38.7	9.4	5.0	181
	18.0	22.0	34.0	15.0	11.0	100
	15.9	36.4	36.4	6.8	4.5	44

施 策**5－1－1. 「障害者雇用支援月間」における啓発活動の推進**

毎年9月の「障害者雇用支援月間」において、ハローワークと連携しながら、パンフレットやホームページに加え、広報紙やACN等も活用し、障がい者の雇用の促進を図るための啓発活動を推進します。

5－1－2. 「障害者雇用促進法」に基づく障がい者雇用の促進

「障害者雇用促進法」による新たな法定雇用率等を踏まえ、民間企業における障がい者の雇用の促進するとともに、市役所など公的機関における障がい者の雇用の拡大を図ります。

5－1－3. 障がい者雇用に関する各種助成制度の周知・活用の促進

事業主に対し、障がい者雇用に関する「特例子会社制度」や各種助成制度を周知し、活用を促進します。

2. 総合的な支援の充実

現状・課題と方針

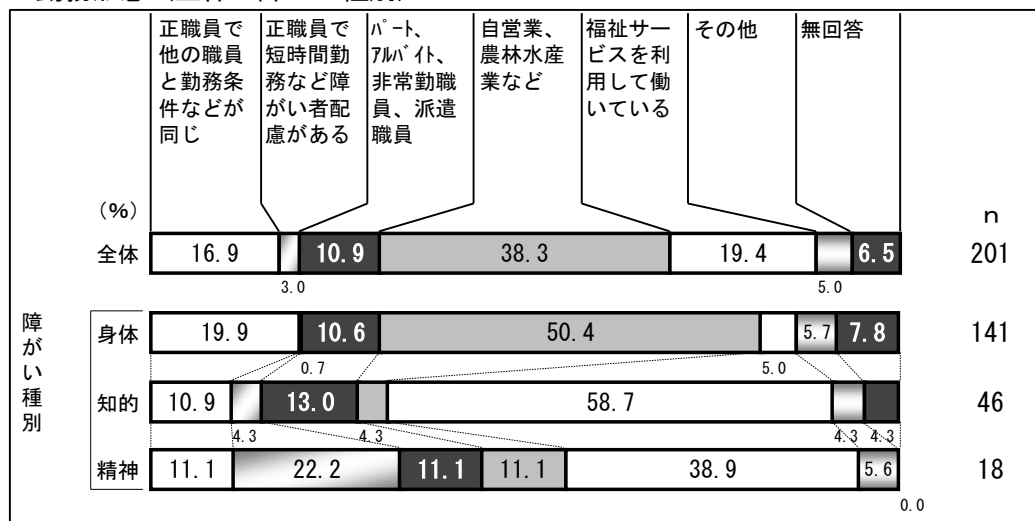
障がいのある人にとって、就労の場の確保は非常に重要ですが、障がいの種類や程度によっては一般企業等で働くことが困難な人もおり、所得を得る場を確保するという就労支援のみではなく、日中の活動として生産活動の場を確保するという観点からも就労支援を行い、段階的に一般就労への移行を目指していくことが必要です。

本市では、地域活動支援センターにおいて、創作的活動や生産活動の機会を提供しているほか、障がい福祉サービスの中の就労系サービスとして、就労移行支援や就労継続支援、就労定着支援を実施しています。

アンケート調査では、働いている人の勤務形態として、身体障がい者では「自営業、農林水産業など」が最も多く約半数となっていますが、知的障がい者と精神障がい者では「福祉サービスを利用して働いている」が最も多く、知的障がい者では6割弱、精神障がい者では4割弱となっています。

今後とも、こうしたサービスの充実等により、多様な就労の場の確保に努めるほか、「障害者優先調達推進法」に基づき、市として障がい者就労施設等から物品の調達を行うなど、総合的な支援を進めていきます。

■勤務形態（全体・障がい種別）



施 策**5－2－1. 関係機関との連携による就労支援**

就労を希望する障がいのある人やその家族から相談があった場合には、ハローワークや徳島障害者職業センター等の機関を紹介します。これら関係機関とは、情報を共有化し、共通認識を持つことで連携を図り、円滑な就職に導いていきます。

5－2－2. 就労系サービスの充実

通常の事業所で働きたい障がいのある人に就労に必要な知識と能力の向上のための訓練を行う就労移行支援や、通常の事業所で働くことが困難な障がいのある人に就労機会の提供や生産活動その他の活動機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行う就労継続支援に加え、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう事業所・家族との連絡調整等の支援を行う新たな就労定着支援について、サービス提供体制の充実を促進します。

5－2－3. 障がい者就労支援施設等からの物品等の調達

障がい者就労施設で就労する障がい者等の自立の促進に向け、「障害者優先調達推進法」に基づく市の「障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に従い、市として可能な限り障がい者就労施設等から物品等の調達を行います。

基本方針6. 保健・医療体制の充実

1. 保健サービスの充実

現状・課題と方針

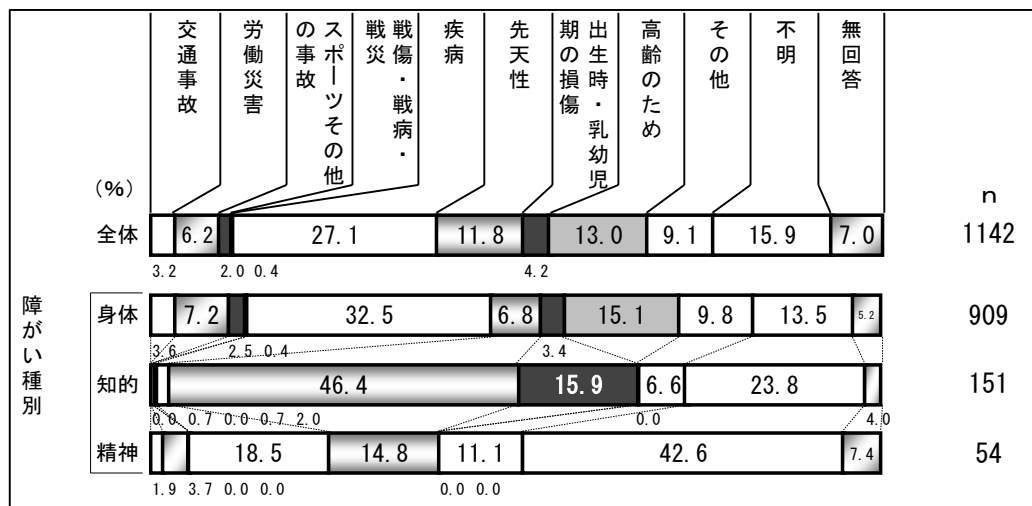
心身ともに健やかで安心した生活を送るためには、疾病を予防することが重要です。

アンケート調査では、障がい等の主な原因について、身体障がい者のおよそ3人に1人が「疾病」と答えているほか、障がい等があることに気づいた時期についても、50歳以降が6割強を占めるなど、壮年期以降の疾病による障がいの発生が多く、生活習慣病などの疾病の発症予防が重要な課題となっています。

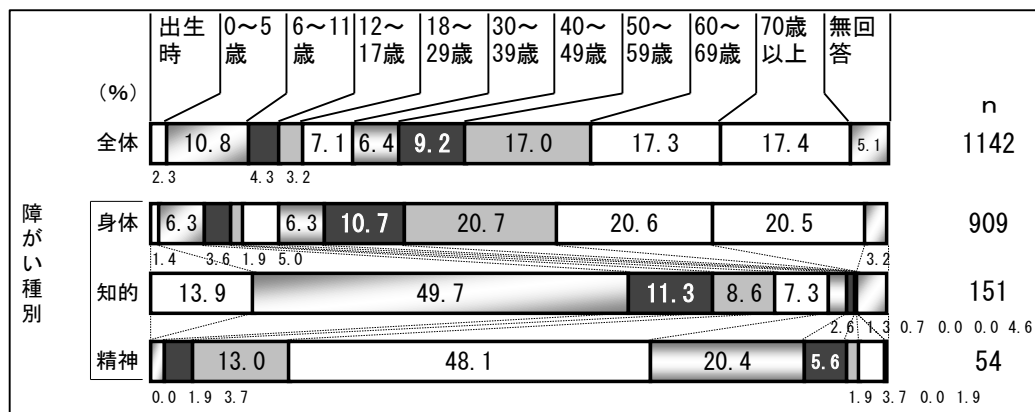
また、障がいのある人がいきいきとした暮らしを送るためには、2次障がい等の予防や、それぞれの状況に応じた健康づくりが重要であり、身近な地域で適切な保健サービスを受けられることが必要です。

このため、疾病の予防と、障がいのある人の2次障がい等の予防、健康づくりに向け、保健サービスの充実に努めるとともに、それを利用しやすい環境づくりを進めていきます。

■障がい等の主な原因（全体・障がい種別）



■障がい等があることに気づいた時期（全体・障がい種別）



施 策

6－1－1．疾病の予防に向けた取り組みの推進

疾病の予防に向け、妊産婦や新生児、乳幼児に対する健康教育・健康相談・訪問指導等の充実に努めるとともに、生活習慣病対策として、各種健康診査・保健指導等の充実、自主的な健康づくり活動の促進に努めます。

6－1－2．障がいのある人が保健サービスを利用しやすい環境づくり

障がいのある人の2次障がい等の予防に向け、各種保健サービスについて、情報の提供や必要な介助を行うなど障がいのある人が利用しやすい環境づくりに努め、利用を促進します。

6－1－3．精神保健福祉の推進

こころの健康に関する講演会や出前講座を実施し、精神障がいについての正しい知識の普及に努めるとともに、精神障がいのある人への家庭訪問や相談事業等を推進し、社会復帰と自立・社会参加、地域生活の継続を支援していきます。また、精神障がいのある人の地域への円滑な移行・定着を進められるよう、精神障がいのある人の退院後の支援に係る取り組みを進めていきます。

2. 医療・リハビリテーションの充実

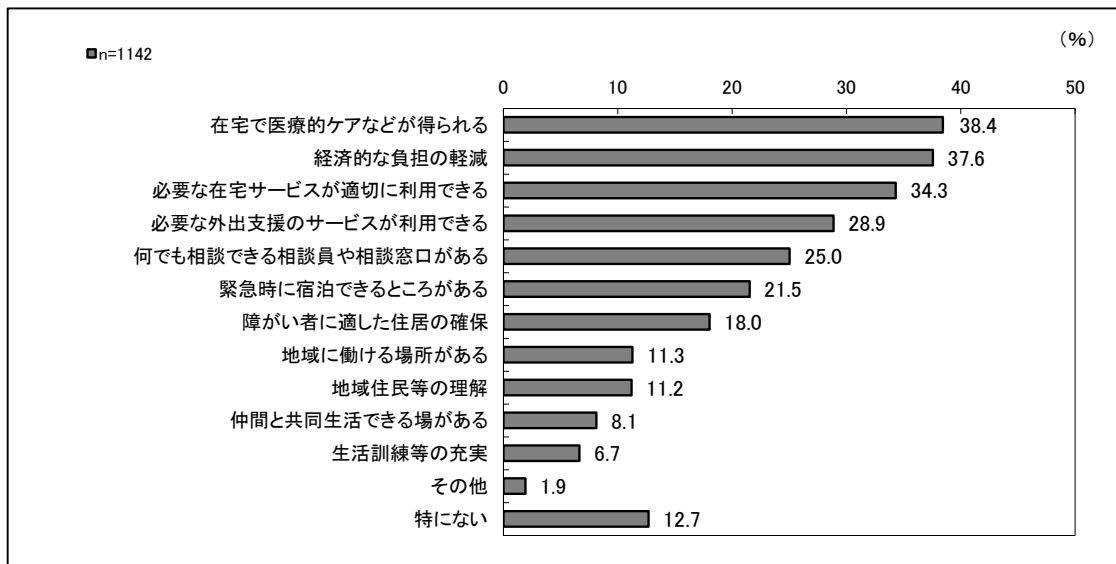
現状・課題と方針

障がいのある人が、2次障がい等を予防しながら、地域でできる限り自立して生活していくためには、適切な保健サービスを受けることはもとより、適切な時期に適切な医療・リハビリテーションを受けることが重要です。

アンケート調査では、地域で生活するためにあればよい支援として、「在宅で医療的ケアなどが得られる」が第1位となっています。

このため、障がいのある人がその特性や程度に応じた適切な医療・リハビリテーションを受け、健康の維持・増進を図ることができるよう、医療機関や関係機関との連携を強化し、地域医療体制の充実を促進していきます。

■地域で生活するためにあればよい支援（全体／複数回答）



■地域で生活するためにあればよい支援（全体・障がい種別／複数回答）

(上位3位、単位：％)

		第1位	第2位	第3位
全体		在宅で医療的ケアなどが得られる 38.4	経済的な負担の軽減 37.6	必要な在宅サービスが適切に利用できる 34.3
障がい種別	身体	在宅で医療的ケアなどが得られる 42.9	経済的な負担の軽減 37.6	必要な在宅サービスが適切に利用できる 36.4
	知的	経済的な負担の軽減 37.7	何でも相談できる相談員や相談窓口がある 35.8	地域に働ける場所がある 34.4
	精神	経済的な負担の軽減 48.1	何でも相談できる相談員や相談窓口がある 37.0	地域に働ける場所がある 33.3

施 策**6-2-1. 在宅医療の充実促進**

通院が困難な障がいのある人が自宅で安心して治療を受けられるよう、訪問診療や訪問看護、訪問歯科診療等の充実に向け、市内・圏域における医療機関や関係機関に働きかけていくとともに、それらを実施する医療機関の情報提供に努めます。

6-2-2. リハビリテーション体制の充実

障がいにより身体の機能が低下している人を対象とした日常生活の自立支援のための訓練サービス（自立訓練）のサービス提供体制の充実を促進するほか、介護保険制度との連携を図り、加齢に伴う身体機能が低下した障がいのある人へのリハビリテーション体制の充実を図ります。

6-2-3. 難病患者等への支援

研修会や交流会の開催による難病患者及び家族の不安や悩みの解消、関係機関と連携した地域ケア体制の整備による患者の生活の質の向上に努めるとともに、災害時支援体制の強化のため、平常時から関係機関と連携し、効果的かつ包括的な支援を進めます。

6-2-4. 医療費の給付・助成

重度の障がいのある人や精神障がいのある人を対象に、医療費の支給や自己負担金の助成を行います。

基本方針7. 意思疎通支援・情報提供体制の充実

1. 意思疎通支援等の充実

現状・課題と方針

障がいの有無にかかわらず、すべての市民がともに理解し合い、ともに支え合う共生社会を築いていくためには、障がいのある人とその他の人、障がいのある人同士の意思疎通の円滑化を図ることが必要不可欠です。

本市では、地域生活支援事業の一環として、手話通訳者等の派遣を行う意思疎通支援事業を実施しているほか、パソコン講座を実施し、障がいのある人の意思疎通やＩＣＴの活用によるコミュニケーション手段の充実に努めています。

今後とも、これらの取り組みを充実させ、障がいのある人の円滑な意思疎通等を支援していきます。

施 策

7-1-1. 意思疎通支援の充実

聴覚障がいや視覚障がい等により意思疎通を図ることに支障がある人等とその他の人の意思疎通を仲介するため、手話通訳者・要約筆記者派遣事業の周知と利用促進に努めるとともに、手話奉仕員養成研修事業を実施し、手話奉仕員の養成・確保に努めます。

7-1-2. 障がいのある人のＩＣＴ活用の促進

障がいのある人がＩＣＴを活用して円滑なコミュニケーションを行えるよう、パソコン講座等の周知と参加促進に努めます。

2. 情報提供体制の充実

現状・課題と方針

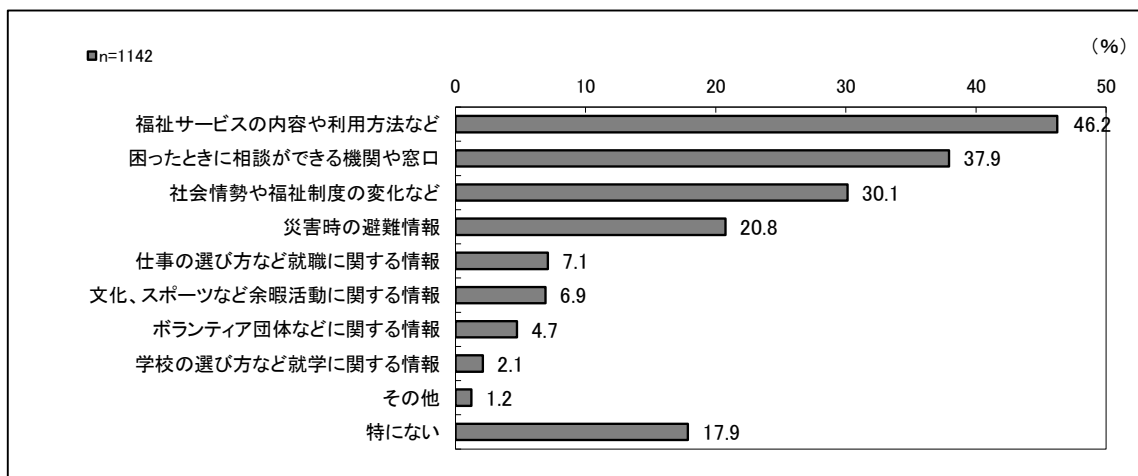
障がいのある人が地域で安心して暮らしていくためには、地域生活に必要な適切な情報を得られることが必要です。

本市では、広報紙や「社協だより」等を通じ、障がい者施策に関する情報提供を行っているほか、地域生活支援事業の一環として、声の広報等の発行を行っています。

アンケート調査では、今後、特に充実してほしい情報として、「福祉サービスの内容や利用方法など」が第1位、「困ったときに相談ができる機関や窓口」が第2位となっており、複雑化する障がい者施策や相談窓口に関する情報提供の充実が強く求められています。

このため、今後は、必要な情報が障がいのある人に的確に伝わるよう、情報提供の方法について一層の工夫・配慮に努めながら、障がい者施策・障がい福祉サービスの内容や利用方法、困ったときの相談機関・窓口に関する情報提供の充実を重点的に進めていきます。

■今後、特に充実してほしい情報（全体／複数回答）



施 策

7-2-1. 障がい者施策等に関する情報提供の充実

広報紙や「社協だより」、ACN、ホームページ、パンフレットなど、多様な情報媒体を通じ、障がい者施策・障がい福祉サービスの内容と利用方法、困ったときの相談機関・窓口に関する情報提供の充実に努めます。情報提供にあたっては、絵を使った説明やできるだけわかりやすい表現を取り入れるなど、さらなる工夫・配慮に努めます。

7-2-2. 声の広報等の発行

文字による情報入手が困難な視覚障がいのある人等を対象に、声の広報等の発行を行います。

7-2-3. ホームページのウェブアクセシビリティの向上

ホームページについて、障がいのある人をはじめ、だれもが支障なく活用できるよう、音声読み上げ機能の強化など、ウェブアクセシビリティ※のさらなる向上に努めます。

※ウェブアクセシビリティ：障がい者や高齢者などを含めて、だれでもウェブサイトで提供されている情報に問題なくアクセスし、機能などを利用できること。

第3部 障がい福祉計画・ 障がい児福祉計画

第1章 平成32（2020）年度の成果目標

本計画では、障がいのある人の地域生活への移行や就労支援を進めるため、平成32（2020）年度を目標年度として、5つの目標値を設定します。

目標値の設定にあたっては、以下の国の基本指針による成果指標の方向性を踏まえつつ、本市の実情に即して設定しました。

■国の基本指針による成果指標の方向性

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：平成28年度末施設入所者の9%以上
- ・施設入所者数：平成28年度末の2%以上削減

（2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・保健・医療・福祉関係者による協議の場（各圏域、各市町村）の設置

（3）地域生活支援拠点等の整備

- ・各市町村または各圏域に少なくとも1つ整備

（4）福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：平成28年度の1.5倍
- ・就労移行支援事業利用者：平成28年度の2割増
- ・移行率3割以上の就労移行支援事業所：5割以上
- ・就労定着支援1年後の就労定着率：80%以上

（5）障がい児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所設置
- ・保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1か所確保
- ・医療的ケア児支援の協議の場（各都道府県、各圏域、各市町村）の設置（平成30年度末まで）

（１）福祉施設入所者の地域生活への移行

本市では、施設入所から地域生活への移行を推進する観点から、平成 32（2020）年度末における地域生活への移行に関する目標値を以下のとおり設定します。

平成 28 年度実績	平成 29 年度見込			平成 30 年度見込		
年度末 時 点 利用者数	年度末 時 点 利用者数	削減数 (人)	地域生活 移行者数 (累計)	年度末 時 点 利用者数	削減数 (人)	地域生活 移行者数 (累計)
101	100	1	1	99	2	3
		1.0%	1.0%		2.0%	3.0%
	平成 31 年度見込			平成 32 年度目標		
	年度末 時 点 利用者数	削減数 (人)	地域生活 移行者数 (累計)	年度末 時 点 利用者数	削減数 (人)	地域生活 移行者数 (累計)
	100	1	4	99	2	6
		1.0%	4.0%		2.0%	5.9%

（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針では、保健・医療・福祉関係者による協議の場（各圏域、各市町村）を設置することを基本とする（複数市町村による共同設置も可）とされています。本市では、平成 32（2020）年度をめどに設置を目指します。

（３）地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針では、地域生活拠点等について、各市町村または各圏域に少なくとも１つ整備することを基本とされています。本市では、市を取り巻く状況を踏まえ、地域において機能を分担する「面的整備」を考えていくこととします。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

本市では、福祉施設から一般就労への移行を推進する観点から、平成 32（2020）年度における福祉施設から一般就労への移行に関する目標値を以下のとおり設定します。

項 目	平成 27 年度実績	平成28年度 見込	平成29年度 見込	平成 30 年度 見込		平成 31 年度 見込		平成 32 年度 目標（計画）	
年間一般就労移行 者数	1	0	1	2		3		5	
	倍率 （平成 28 実績比）		—	—		—		—	
項 目		平成28年度 実績	平成29年度 見込	平成 30 年度 見込		平成 31 年度 見込		平成 32 年度 目標（計画）	
就労移行支援事業 利用者数		12	10	10		12		15	
	計	12	10	10		12		15	
	進捗率 （平成 28 実績比）		0.8	0.8		1.0		1.3	
項 目	平成 28 年度就労移行 支援事業所数（箇所）	平成 29 年度 就労移行支 援事業所数 （箇所）	就労移行率 が3 割以上の 事業所数及 び割合（箇 所）	平成 30 年度 就労移行支 援事業所数 （箇所）	就労移行率 が3 割以上の 事業所数 及び割合 （箇所）	平成 31 年度 就労移行支 援事業所数 （箇所）	就労移行率 が3 割以上の 事業所数 及び割合 （箇所）	平成32 年度 就労移行支 援事業所数 目標（箇所）	就労移行率 が3 割以上の 事業所数 及び割合 （箇所）
就労移行支援事業所 ごとの就労移行率		2	1	2	1	2	1	2	2
			50.0%		50.0%		50.0%		100.0%
項 目	平成 27 年度実績	平成28年度 見込	平成29年度 見込	平成 30 年度 見込		平成 31 年度 見込		平成 32 年度 目標（計画）	
就労定着支援事業 による支援開始1年 後の職場定着率 （数値設定は平成31 年度から）						20.0%		30.0%	

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

本市では、発達支援が必要な子どもに対する専門的な支援の確保の観点から、平成 32（2020）年度までに、以下の整備を目指します。

	平成 28 年度末 における設置数	平成 29 年度末 における設置数	平成 30 年度末 における設置数	平成 31 年度末 における設置数	平成 32 年度末 における設置数
(1) 児童発達支援センター	0	1	1	1	1
(2) 保育所等訪問支援	1	1	1	1	1
(3) 主に重症心身障がい 児を支援する児童発達支 援事業所	0	0	0	0	1
(4) 主に重症心身障がい 児を支援する放課後等デ イサービス事業所	0	0	0	0	1
(5) 医療的ケア児支援の ための関係機関の協議の 場	0	0	0	1	1

第2章 障がい福祉サービスの見込み量

— 第4期の利用状況と第5期の見込み量 —

障がい福祉計画（第4期）の平成27年度から平成29年度の利用状況等を踏まえ、障がい福祉計画（第5期）における障がい福祉サービスの見込み量を定めました。

1. 訪問系サービス

（1）サービスの内容

訪問系サービスとは、ホームヘルパー等が障がいのある人等の居宅等を訪問して介護や家事援助等の必要な援助を行うものをいいます。

種類	概要
居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助を行います。
重度訪問介護	重度の障がいがあり、常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助を行います。
同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な方に、外出に必要な情報の提供や移動の援護などを行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などを行います。
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方で、介護の必要の程度が著しく高い方に、居宅介護などのサービスを包括的に提供します。

（2）サービスの利用状況

サービス名	単位		27年度	28年度	29年度	利用状況
・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・重度障害者等包括支援	時間／年	①実績値	9,534	9,459	9,556	平成27年度から29年度にかけて、サービスの利用量・利用者数はほぼ一定となっています。 ※平成29年度の実績値は、平成29年4月から8月までの実績値をもとに、実績見込を算出しています（以下同様）。
		②見込み	9,720	10,497	11,275	
		①／②	98.1%	90.1%	84.8%	
	人／年	①実績値	60	58	59	
		②見込み	50	54	58	
		①／②	120.0%	107.4%	101.7%	

(3) サービスの見込み量

サービス名	単位	30 年度	31 年度	32 年度
・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・重度障害者等包括支援	時間／年	9,624	9,660	9,684
	人／年	62	64	66

(4) 見込み量確保に関する考え方

今後、サービス利用量が微増傾向で推移していくことが見込まれることから、既存のサービス提供事業者との調整を進めるとともに、障がいの特性を理解したホームヘルパーなど専門的人材の育成・確保によるサービスの質の向上等を促進し、障がいのある人一人ひとりのニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。

2. 日中活動系サービス

(1) サービスの内容

日中活動系サービスとは、主に日中において、通所等により必要な介護や訓練、支援等を提供するサービスをいいます。

種類	概要
生活介護	常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	
就労移行支援	通常の事業所で働きたい方に、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援（A型）	通常の事業所で働くことが困難な方に、就労機会の提供や生産活動その他の活動機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援（B型）	
就労定着支援 【平成30年度～】	障がいのある人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療が必要な方で、常に介護を必要とする方に、主に昼間に病院等において機能訓練、療養上の管理、看護などを提供します。
短期入所（福祉型、医療型）	在宅の障がいのある人を介護する方が病気の場合などに、障がいのある人が施設に短期間入所し、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。

(2) サービスの利用状況

サービス名	単位		27年度	28年度	29年度	利用状況
生活介護	人日／年	①実績値	36,119	35,120	36,500	平成27年度から29年度にかけて、サービスの利用量・利用者数はほぼ一定となっています。
		②見込み	38,245	39,220	40,194	
		①／②	94.4%	89.5%	90.8%	
	人／年	①実績値	151	151	148	
		②見込み	157	161	165	
		①／②	96.2%	93.8%	89.7%	

サービス名	単位		27年度	28年度	29年度	利用状況
自立訓練 (機能訓練)	人日/年	①実績値	157	136	60	平成27年度から29年度にかけて、サービスの利用量は大きく減少しており、利用者数は1人となっています。
		②見込み	954	1,145	1,336	
		①/②	16.5%	11.9%	4.5%	
	人/年	①実績値	1	1	1	
		②見込み	5	6	7	
		①/②	20.0%	16.7%	14.3%	
自立訓練 (生活訓練)	人日/年	①実績値	0	552	636	平成27年度は実績がありません。平成28年度からはサービスの利用量は大きく増加しています。利用者数は5人で推移しています。
		②見込み	48	48	48	
		①/②	—	1150.0%	1325.0%	
	人/年	①実績値	0	5	5	
		②見込み	1	1	1	
		①/②	—	500.0%	500.0%	
就労移行支援	人日/年	①実績値	1,929	1,730	1,268	平成27年度から29年度にかけて、サービスの利用量・利用者数ともに減少傾向にあります。
		②見込み	2,707	2,707	2,707	
		①/②	71.3%	63.9%	46.8%	
	人/年	①実績値	15	12	7	
		②見込み	12	12	12	
		①/②	125.0%	100.0%	58.3%	

サービス名	単位		27年度	28年度	29年度	利用状況
就労継続支援 (A型)	人日/年	①実績値	2,241	1,799	2,108	平成27年度から28年度はサービスの利用量・利用者数ともに減少しましたが、29年度には再び増加しています。
		②見込み	1,793	2,191	2,590	
		①/②	125.0%	82.1%	81.4%	
	人/年	①実績値	12	10	11	
		②見込み	9	11	13	
		①/②	133.3%	90.9%	84.6%	
就労継続支援 (B型)	人日/年	①実績値	15,819	16,707	17,256	平成27年度から29年度にかけて、サービスの利用者数はほぼ一定となっていますが、利用量は増加傾向にあります。
		②見込み	20,567	21,512	22,458	
		①/②	76.9%	77.7%	76.8%	
	人/年	①実績値	79	87	82	
		②見込み	87	91	95	
		①/②	90.8%	95.6%	86.3%	
療養介護	人/年	①実績値	16	14	14	平成27年度から29年度にかけて、サービスの利用者数はほぼ一定となっています。
		②見込み	15	15	15	
		①/②	106.7%	93.3%	93.3%	
短期入所 (福祉型、医療型)	人日/年	①実績値	734	379	680	平成27年度から28年度はサービスの利用量は減少しましたが、29年度には再び増加しています。利用者数は減少傾向にあります。
		②見込み	1,062	1,204	1,345	
		①/②	69.1%	31.5%	50.6%	
	人/年	①実績値	23	16	20	
		②見込み	15	17	19	
		①/②	153.3%	94.1%	105.3%	

(3) サービスの見込み量

サービス名	単位	30 年度	31 年度	32 年度
生活介護	人日／年	37,044	37,020	37,020
	人／年	152	151	150
自立訓練（機能訓練）	人日／年	84	72	60
	人／年	1	1	1
自立訓練（生活訓練）	人日／年	576	600	636
	人／年	4	5	7
就労移行支援	人日／年	1,224	1,224	1,200
	人／年	6	6	5
就労継続支援（A型）	人日／年	2,244	2,220	2,220
	人／年	11	10	10
就労継続支援（B型）	人日／年	17,784	17,820	17,880
	人／年	78	80	82
就労定着支援 【平成 30 年度～】	人／年	1	1	1
療養介護	人／年	16	16	16
短期入所（福祉型、医療型）	人日／年	792	800	820
	人／年	21	22	23

(4) 見込み量確保に関する考え方

今後、自立訓練（生活訓練）や就労継続支援（A型・B型）、短期入所（福祉型、医療型）のサービス利用量が増加傾向で推移していくことが見込まれることから、既存のサービス提供事業者との調整を進めるほか、当該サービスへの参入を促進する（平成 30 年度に多機能型事業所（生活介護＋就労継続支援 B 型）1 事業者が参入予定）など、サービス提供体制の確保に努めます。

また、就労定着支援のサービス提供が可能な事業者の確保を図ります。

3. 居住系サービス

(1) サービスの内容

居住系サービスとは、主に夜間において、施設や共同生活を行う住居で必要な援助を提供するサービスをいいます。平日の日中は、利用者は通勤等をしたり、日中活動系サービスを利用したりします。

種類	概要
自立生活援助 【平成30年度～】	集団生活ではなく一人暮らしを希望する障がいのある人のうち、知的障がいや精神障がいにより理解力や生活力などが十分でなく、一人暮らしができない人のために、定期的な巡回訪問による生活の確認や必要な助言を行います。また、利用者からの相談・要請に応じて訪問、電話、メール等による随時の対応を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	主として夜間、施設に入所する障がいのある人に対し、入浴、排せつ、食事の介護などの支援を行います。

(2) サービスの利用状況

サービス名	単位		27年度	28年度	29年度	利用状況
共同生活援助 (グループホーム)	人／年	①実績値	34	37	34	平成27年度から29年度にかけて、サービスの利用者数はほぼ一定となっています。
		②見込み	42	45	48	
		①／②	81.0%	82.2%	70.8%	
施設入所支援	人／年	①実績値	103	101	100	平成27年度から29年度にかけて、サービスの利用者数はほぼ一定となっています。
		②見込み	97	95	93	
		①／②	106.2%	106.3%	107.5%	

(3) サービスの見込み量

サービス名	単位	30 年度	31 年度	32 年度
自立生活援助 【平成 30 年度～】	人／年	1	2	3
共同生活援助 (グループホーム)	人／年	35	35	35
施設入所支援	人／年	99	100	99

(4) 見込み量確保に関する考え方

共同生活援助（グループホーム）については、市内に施設が整備されていませんが、今後も一定のサービス利用者が見込まれるため、引き続き市外の施設を活用するほか、既存のサービス提供事業者による施設の整備及び当該サービスへの参入を促進し（平成 31 年度に 1 事業者が参入予定）、サービス提供体制の確保に努めます。

また、自立生活援助のサービス提供が可能な事業者の確保を図ります。

4. 相談支援

(1) サービスの内容

相談支援とは、障がいのある人や、障がいのある子どもの保護者または障がいのある人の介護を行う方からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整等を行うほか、サービス等利用計画の作成や地域移行支援、地域定着支援等を行うものです。

種類	概要
計画相談支援	障がいのある人の利用するサービスの内容等を定めた「サービス等利用計画」の作成を行い、障がいのある人等の相談に応じ、必要な情報提供や助言、サービス利用の調整等を行います。 また、一定期間ごとに「サービス等利用計画」の見直しを行います。
地域移行支援	障がい者支援施設または児童福祉施設に入所している障がいのある人や精神科病院に入院している精神障がいのある人のうち、地域生活への移行が可能な方について、住居の確保や地域における生活に移行するための相談等を行います。
地域定着支援	居宅において単身または家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がいのある人について、常時の連絡体制を確保するとともに、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に対する相談や緊急訪問等を行います。

(2) サービスの利用状況

サービス名	単位		27年度	28年度	29年度	利用状況
計画相談支援	人／年	①実績値	300	299	385	サービスの利用者数はほぼ一定となっていますが、平成29年度は増加しています。
		②見込み	370	383	396	
		①／②	81.1%	78.1%	97.2%	
地域移行支援	人／年	①実績値	0	1	1	平成28年度に1人の利用者がいますが、それ以外は実績はありません。
		②見込み	2	4	6	
		①／②	—	25.0%	16.7%	
地域定着支援	人／年	①実績値	0	0	0	実績はありません。
		②見込み	1	2	3	
		①／②	—	—	—	

(3) サービスの見込み量

サービス名	単位	30年度	31年度	32年度
計画相談支援	人／年	387	388	390
地域移行支援	人／年	1	2	3
地域定着支援	人／年	1	2	3

(4) 見込み量確保に関する考え方

計画相談支援については、今後も一定のサービス利用者が見込まれることから、既存のサービス提供事業者との調整を進めるとともに、専門的な技術を有する相談員の育成・確保によるサービスの質の向上等を促進し、障がいのある人一人ひとりのニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。

また、地域移行支援・地域定着支援のサービス提供体制の維持に努め、利用促進を図ります。

5. 障がい児支援

(1) サービスの内容

障がい児支援は、市町村が実施主体となるサービスとして、「障がい児通所支援」と「障がい児相談支援」に体系化されています。「障害者総合的支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行により、「居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設」、「保育所等訪問支援の支援対象の拡大」、「医療的ケア児に対する支援」等の充実が図られています。

種類		概要
障がい児通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
	医療型児童発達支援	児童発達支援及び治療を行います。
	放課後等デイサービス	授業の終了後または学校休業日に、施設に通わせ、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がいのある子どもに対して、障がいのある子ども以外の児童との集団生活への適応のために専門的な支援その他必要な支援を行います。
	居宅訪問型児童発達支援 【平成30年度～】	障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がいのある子どもの居宅を訪問して発達支援を行います。
障がい児相談支援	障がい児相談支援	障がいのある子どもの通所サービスの利用に関する援助を行い、「障がい児支援利用計画」の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。

(2) サービスの利用状況

サービス名	単位		27年度	28年度	29年度	利用状況
児童発達支援	人日／年	①実績値	5,270	6,101	6,250	平成27年度から29年度にかけて、サービスの利用量・利用者数は増加しており、事業所も増加傾向にあります。 また、平成28年度までは、新規申請者はこども女性相談支援センターで判定が必要でしたが、平成29年度から、医師、言語聴覚士、保健師等の意見書による認定も可能になり、利用者の利便性が向上しています。
		②見込み	4,090	4,345	4,516	
		①／②	128.9%	140.4%	138.4%	
	人／年	①実績値	55	63	65	
		②見込み	48	51	53	
		①／②	114.6%	123.5%	122.6%	
放課後等デイサービス	人日／年	①実績値	5,992	7,180	8,960	平成27年度から29年度にかけて、サービスの利用量・利用者数は増加しており、事業所も増加傾向にあります。 また、平成28年度までは、新規申請者はこども女性相談支援センターで判定が必要でしたが、平成29年度から、医師、言語聴覚士、保健師等の意見書による認定も可能になり、利用者の利便性が向上しています。
		②見込み	5,054	5,540	5,929	
		①／②	118.6%	129.6%	151.1%	
	人／年	①実績値	53	71	93	
		②見込み	52	57	61	
		①／②	101.9%	124.6%	152.4%	
保育所等訪問支援	人日／年	①実績値	25	23	80	平成27年度から29年度にかけて、サービスの利用量は増加傾向にあります。
		②見込み	34	38	40	
		①／②	73.5%	60.5%	200.0%	
	人／年	①実績値	6	17	19	
		②見込み	17	19	20	
		①／②	35.3%	89.5%	95.0%	

サービス名	単位		27 年度	28 年度	29 年度	利用状況
医療型児童発達支援	人日／年	①実績値	0	0	0	実績はありません。
		②見込み	0	0	0	
		①／②	—	—	—	
	人／年	①実績値	0	0	0	
		②見込み	0	0	0	
		①／②	—	—	—	
障がい児相談支援	人／年	①実績値	109	139	150	平成 27 年度から、障がい児通所支援を利用するすべての人に障がい児支援利用計画書の提出が必要となり、サービスの利用者数が増加しています。
		②見込み	99	107	113	
		①／②	110.1%	129.9%	132.7%	

(3) サービスの見込み量

サービス名	単位	30 年度	31 年度	32 年度
児童発達支援	人日／年	6,720	7,200	7,680
	人／年	70	75	80
医療型児童発達支援	人日／年	0	0	0
	人／年	0	0	0
放課後等デイサービス	人日／年	9,408	9,888	10,368
	人／年	98	103	108
保育所等訪問支援	人日／年	85	85	90
	人／年	19	19	20
居宅訪問型児童発達支援 【平成 30 年度～】	人日／年	0	24	24
	人／年	0	1	1
障がい児相談支援	人／年	160	170	180
医療的ケア児に対する関連分野の 支援を調整するコーディネーター の配置人数 【平成 30 年度～】	人	0	1	1

(4) 見込み量確保に関する考え方

今後、児童発達支援や放課後等デイサービス、障がい児相談支援のサービス利用量が大幅に増加していくことが見込まれることから、既存のサービス提供事業者との調整を進めるほか、当該サービスへの参入を促進するなど、サービス提供体制の確保に努めます。

第3章 地域生活支援事業の見込み量

— 第4期の利用状況と第5期の見込み量 —

障がい福祉計画（第4期）の平成27年度から平成29年度の利用状況等を踏まえ、障がい福祉計画（第5期）における地域生活支援事業の見込み量を定めました。

1. 理解促進研修・啓発事業

（1）事業の内容

理解促進研修・啓発事業は、地域住民に対する障がいのある人等に対する理解を深めるための研修・啓発事業です。

種類	概要
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人等が日常・社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人等への理解を深めるための研修・啓発を行います。

（2）事業の実施状況

事業名	単位	27年度	28年度	29年度	実施状況
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	①実績値	無	無	実績はありません。
		②見込み	有	有	

（3）事業の見込み量

サービス名	単位	30年度	31年度	32年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

（4）見込み量確保に関する考え方

障がいのある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、「障害者週間」等の機会を活用して、地域住民に対する理解促進・意識啓発に向けた広報等の実施に努めます。

2. 自発的活動支援事業

(1) 事業の内容

自発的活動支援事業は、障がいのある人等やその家族、地域住民等が自発的に
 行う活動に対する支援事業です。

種類	概要
自発的活動支援事業	障がいのある人等が自立した日常・社会生活を営むことができるよう、 障がいのある人等、その家族、地域住民等による地域における自発的な 取り組みを支援します。

(2) 事業の実施状況

事業名	単位		27年度	28年度	29年度	実施状況
自発的活動支援事業	実施の有無	①実績値	有	有	有	12月の「障害者週間」に合わせ「障がい者ふれあいフェスティバル」を開催しています。
		②見込み	有	有	有	

(3) 事業の見込み量

事業名	単位	30年度	31年度	32年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有

(4) 見込み量確保に関する考え方

社会福祉協議会と連携し、「障がい者ふれあいフェスティバル」を継続して
 開催するとともに、「ピアサポート」、「災害対策」、「孤立防止活動支援」、
 「社会活動支援」、「ボランティア活動支援」等の事業の実施に向け、関係部
 局と連携した取り組みを推進します。

3. 相談支援事業

(1) 事業の内容

相談支援事業は、障がいのある人に対応した一般的な相談支援を行うものです。

種類	概要
障害者相談支援事業	障がいのある人等の福祉に関する様々な問題について障がいのある人等からの相談に応じ、情報の提供や助言をはじめ、障がい福祉サービスの利用支援、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人の権利擁護のために必要な援助などを行います。
基幹相談支援センター	総合的な相談に対応するほか、権利擁護（成年後見制度や虐待防止の相談）、人材育成や地域のネットワーク化を図るなど、地域における相談の中核的な役割を担う機関です。
基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援機能の強化のため、相談支援機関に専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置するものです。
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	公営住宅や民間の賃貸住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由から入居困難な障がいのある人を支援する事業で、入居にあたっての支援や、家主等への相談・助言などを行います。

(2) 事業の実施状況

事業名	単位		27年度	28年度	29年度	実施状況
障害者相談支援事業	実施 か所数	①実績値	3	3	3	身体・知的・精神の3障がいに対応した相談支援事業所を指定し、相談支援体制を確保しています。
		②見込み	3	3	3	
		①／②	100.0%	100.0%	100.0%	
基幹相談支援センター	設置の 有無	①実績値	無	無	無	実績はありません。
		②見込み	無	無	無	
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の 有無	①実績値	有	有	有	市担当課に保健師を配置し、一般的な相談支援に加え、困難ケース等への対応を行っています。
		②見込み	有	有	有	
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	実施の 有無	①実績値	無	無	無	実績はありません。
		②見込み	無	無	無	

(3) 事業の見込み量

事業名	単位	30 年度	31 年度	32 年度
障害者相談支援事業	実施か所数	3	3	3
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	実施の有無	無	無	無

(4) 見込み量確保に関する考え方

相談支援事業所をはじめ関係機関と連携しながら、相談支援機能の強化に努め、障がいのある人やその家族等を対象とする相談支援事業を実施し、障がいのある人の地域における生活を総合的にサポートしていきます。

また、市担当課に引き続き保健師を配置し、相談支援体制の維持・充実に努めます。

基幹相談支援センターについては、その意義を踏まえ、本市にふさわしいあり方について検討し、平成 32 年度の設置を目指します。

また、グループホーム等ではない一般住宅に入居する障がいのある人に対しても、スムーズな地域生活への移行を支援できるよう、住宅入居等支援事業（居住サポート事業）の実施について検討します。

4. 成年後見制度利用支援事業

(1) 事業の内容

成年後見制度利用支援事業は、成年後見制度の利用に際して申し立てに要する費用や後見人等の報酬を助成する事業です。

種類	概要
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいのある人または精神障がいのある人に対し、申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部または一部を助成するものです。

(2) 事業の実施状況

事業名	単位		27年度	28年度	29年度	実施状況
成年後見制度利用支援事業	人／年	①実績値	0	1	0	事業の利用者数は、平成28年度に1人となっています。
		②見込み	1	1	1	
		①／②	—	100.0%	—	

(3) 事業の見込み量

事業名	単位	30年度	31年度	32年度
成年後見制度利用支援事業	人／年	1	1	1

(4) 見込み量確保に関する考え方

成年後見制度の周知に努めるとともに、制度の活用が望まれる人への支援、権利擁護の充実に努めます。

5. 成年後見制度法人後見支援事業

(1) 事業の内容

成年後見制度法人後見支援事業は、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援する事業です。

種類	概要
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援します。

(2) 事業の実施状況

事業名	単位		27年度	28年度	29年度	実施状況
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	①実績値	無	有	有	平成28年度より社会福祉協議会が実施しています。
		②見込み	有	有	有	

(3) 事業の見込み量

事業名	単位	30年度	31年度	32年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有

(4) 見込み量確保に関する考え方

社会福祉協議会との連携により、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保に努めるとともに、法人後見の活動を支援します。

6. 意思疎通支援事業

(1) 事業の内容

意思疎通支援事業は、聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人等に、障がいのある人等とその他の人の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図る事業です。

種類	概要
手話通訳者派遣事業	聴覚に障がいのある人がその他の人と話すとき、意思疎通を円滑にするため手話通訳者を派遣します。
要約筆記者派遣事業	聴覚に障がいのある人に、話の内容をその場で文字にして伝える要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	手話通訳者を市役所に設置して、事務手続き等の利便を図るものです。

(2) 事業の実施状況

事業名	単位		27年度	28年度	29年度	実施状況
手話通訳者、 要約筆記者 派遣事業	人／年	①実績値	38	38	22	手話通訳者派遣事業は2～3件、要約筆記者派遣事業は0～1件の利用件数であり、利用者が固定化しています。
		②見込み	65	78	78	
		①／②	58.5%	48.7%	28.2%	
	利用件数	①実績値	4	2	3	
		②見込み	5	6	6	
		①／②	80.0%	33.3%	50.0%	
手話通訳者 設置事業	設置者数	①実績値	0	0	0	実績はありません。
		②見込み	0	0	0	
		①／②	—	—	—	

(3) 事業の見込み量

事業名	単位	30 年度	31 年度	32 年度
手話通訳者、 要約筆記者派遣事業	人／年	24	24	24
	利用件数	4	4	4
手話通訳者設置事業	設置者数	0	0	0

(4) 見込み量確保に関する考え方

手話通訳者、要約筆記者派遣事業については、今後も一定の利用者が見込まれることから、社会福祉協議会等と連携し、手話通訳者や要約筆記者の養成・確保を図り、ニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。

7. 日常生活用具給付等事業

(1) 事業の内容

日常生活用具給付等事業とは、重度の障がいのある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与すること等によって日常生活の便宜を図るものです。

種類	概要
介護・訓練支援用具	障がいのある人等の身体介護を支援する用具や、訓練に用いるいす等の用具
自立生活支援用具	障がいのある人等の入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置等の、入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計等の、障がいのある人等の在宅療養等を支援する用具
情報・意志疎通支援用具	点字器や人工喉頭等の、障がいのある人等の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具
排泄管理支援用具	ストーマ用装具等の障がいのある人等の排泄管理を支援する衛生用品
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	手すりの取り付け、床段差の解消等、障がいのある人等の移動等を円滑にするための小規模な住宅改修に伴う費用

(2) 事業の実施状況

事業名	単位		27年度	28年度	29年度	実施状況
介護・訓練支援用具	給付件数 件／年	①実績値	1	1	1	給付件数が少なく給付実績の増減傾向が明確ではありません。
		②見込み	3	3	3	
		①／②	33.3%	33.3%	33.3%	
自立生活支援用具	給付件数 件／年	①実績値	2	3	3	
		②見込み	6	6	7	
		①／②	33.3%	50.0%	42.9%	
在宅療養等支援用具	給付件数 件／年	①実績値	4	7	3	
		②見込み	6	6	7	
		①／②	66.7%	116.7%	42.9%	

事業名	単位		27年度	28年度	29年度	実施状況
情報・意志疎通支援用具	給付件数 件／年	①実績値	6	7	5	給付件数が少なく給付実績の増減傾向が明確ではありませんが、排泄管理支援用具については、給付件数が増加傾向にあります。
		②見込み	7	7	8	
		①／②	85.7%	100.0%	62.5%	
排泄管理支援用具	給付件数 件／年	①実績値	1,183	1,117	1,300	
		②見込み	1,179	1,237	1,298	
		①／②	100.3%	95.1%	100.2%	
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	給付件数 件／年	①実績値	1	1	1	
		②見込み	1	1	1	
		①／②	100.0%	100.0%	100.0%	

（３）事業の見込み量

事業名	単位	30年度	31年度	32年度
介護・訓練支援用具	給付件数 件／年	1	1	1
自立生活支援用具	給付件数 件／年	3	3	3
在宅療養等支援用具	給付件数 件／年	4	4	4
情報・意志疎通支援用具	給付件数 件／年	6	6	6
排泄管理支援用具	給付件数 件／年	1,323	1,372	1,422
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	給付件数 件／年	1	1	1

（４）見込み量確保に関する考え方

日常生活用具給付等事業については、全体的に利用が少ないものの、今後も一定の利用件数が見込まれるとともに、この中の排泄管理支援用具については、今後、利用件数が増加傾向で推移していくことが見込まれます。これらを踏まえ、財源確保に努めます。

8. 手話奉仕員養成研修事業

(1) 事業の内容

手話奉仕員養成研修事業は、聴覚に障がいのある人等との交流活動、市の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する事業です。

種類	概要
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常生活を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した奉仕員を養成します。

(2) 事業の実施状況

事業名	単位	27年度	28年度	29年度	実施状況
手話奉仕員養成研修事業	①実績値	8	9	8	社会奉仕活動を担う人材の育成を目的に、社会福祉協議会への委託により、事業を実施しています。
	②見込み	10	10	10	
	①/②	80.0%	90.0%	80.0%	

(3) 事業の見込み量

事業名	単位	30年度	31年度	32年度
手話奉仕員養成研修事業	養成講習終了者数 (登録者数)	9	9	9

(4) 見込み量確保に関する考え方

社会福祉協議会と連携し、手話奉仕員の養成研修に関する情報提供を行い、研修参加者の確保に努めます。

9. 移動支援事業

(1) 事業の内容

移動支援事業とは、地域での自立した生活や社会参加を促すことを目的に、屋外で移動が困難な障がいのある人等について、外出のための支援を行うものです。

種類	概要
移動支援事業	一人で外出するのが困難な障がいのある人等の余暇活動等の社会参加のために、ガイドヘルパーが移動の支援を行います。

(2) 事業の実施状況

事業名	単位		27年度	28年度	29年度	実施状況
移動支援事業 (個別支援型)	利用者数 人／年	①実績値	22	24	23	個別支援型は、事業の利用者数は一定となっており、利用時間数は増加傾向にあります。
		②見込み	22	22	23	
		①／②	100.0%	109.1%	100.0%	
	利用時間数 時間／年	①実績値	1,879	2,004	2,230	
		②見込み	2,102	2,165	2,230	
		①／②	89.4%	92.6%	100.0%	
移動支援事業 (車両輸送型)	利用者数 人／年	①実績値	104	104	105	車両輸送型は、事業の利用者数は一定となっており、利用時間数は減少傾向にあります。
		②見込み	107	110	114	
		①／②	97.2%	94.5%	92.1%	
	利用時間数 時間／年	①実績値	1,438	1,426	1,400	
		②見込み	1774	1,792	1,810	
		①／②	81.1%	79.5%	77.3%	

(3) 事業の見込み量

事業名	単位	30 年度	31 年度	32 年度
移動支援事業 (個別支援型)	利用者数 人／年	25	25	26
	利用時間数 時間／年	2,286	2,367	2,435
移動支援事業 (車両輸送型)	利用者数 人／年	105	105	105
	利用時間数 時間／年	1,352	1,337	1,325

(4) 見込み量確保に関する考え方

今後、移動支援事業（個別支援型）の利用時間数が増加傾向で推移していくことが見込まれることから、既存の事業者との調整を進めるほか、当該事業への参入を促進するなど、事業実施体制の確保に努めます。

また、専門的人材の育成・確保による事業の質の向上等を促進していきます。

10. 地域活動支援センター

(1) 事業の内容

地域活動支援センターは、障がいのある人に創作的活動、生産活動の機会を提供する事業です。

種類	概要
地域活動支援センター	障がいのある人の地域生活支援の促進を図ることを目的に、地域活動支援センターにおいて、障がいのある人に対する創作的活動や生産活動の機会の提供などを行います。

(2) 事業の実施状況

事業名	単位		27年度	28年度	29年度	実施状況
地域活動支援センター	実施か所数	①実績値	1	1	1	市内にはⅡ型事業所が1か所あります。平成27年度から29年度にかけて、利用者数は減少傾向にあります。なお、他市町村に所在する地域活動支援センターを利用している人はいません。
		②見込み	1	1	1	
		①/②	100.0%	100.0%	100.0%	
	利用者数 人/年	①実績値	18	17	16	
		②見込み	24	24	24	
		①/②	75.0%	70.8%	66.7%	

(3) 事業の見込み量

事業名	単位	30年度	31年度	32年度
地域活動支援センター	実施か所数	1	1	1
	利用者数 人/年	16	16	16

(4) 見込み量確保に関する考え方

今後も一定の利用者数が見込まれることから、既存の事業者による事業実施体制の維持・充実と質的な向上を働きかけていきます。

11. その他の事業

本市では、以上の必須事業のほか、任意事業として、以下の事業を実施します。

(1) 事業の内容

① 日常生活支援事業

事業名	事業内容
生活訓練等	障がいのある人等に対して、日常生活上必要な訓練・指導等を行います。
日中一時支援	日中、障がい福祉サービス事業所、障がい者支援施設等において、障がいのある人等に活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練その他市が認めた支援を行います。
福祉ホーム利用費助成事業	家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障がいのある人（ただし、常時の介護、医療を必要とする状態にある人を除く。）に対し、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、利用者の日常に関する相談、助言、関係機関との連絡、調整等を行います。

② 社会参加支援事業

事業名	事業内容
スポーツ・レクリエーション教室開催等	スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がいのある人等の体力増強、交流、余暇等に資するとともに、障がい者スポーツを普及するため、指導者の養成、各種スポーツ・レクリエーション教室や障がい者スポーツ大会などを開催し、障がい者スポーツにふれる機会等を提供します。
点字・声の広報等発行	文字による情報入手が困難な障がいのある人等のために、点訳、音声訳その他障がいのある人等にわかりやすい方法により、地方公共団体等の広報、障がい者関係事業の紹介、その他障がいのある人等が地域生活をする上で必要度の高い情報などを定期的または必要に応じて適宜、障がいのある人等に提供します。
自動車運転免許取得・改造助成	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

③ 権利擁護支援事業

事業名	事業内容
障害者虐待防止対策支援	障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備を図り、地域の実情を踏まえつつ、「家庭訪問等個別支援事業」、「障害者虐待防止・権利擁護研修事業」、「専門性強化事業」、「普及啓発事業」を実施します。

④ 就業・就労支援事業

事業名	事業内容
更生訓練費給付	就労移行支援等を利用している人に対し、身体障がい者更生施設等での訓練に要する費用の一部を支給することで、社会復帰の促進を図ります。 (資格要件があります。)

(2) 事業の実施状況

① 日常生活支援事業

事業名	単位		27年度	28年度	29年度	実施状況
生活訓練等	実施 か所数	①実績値	3	3	3	パソコン講座・調理 実習・夏期社会適応 訓練事業を行って います。事業の利用 者数は微減傾向に あります。
		②見込み	3	3	3	
		①/②	100.0%	100.0%	100.0%	
	人/年	①実績値	33	31	30	
		②見込み	39	39	39	
		①/②	84.6%	79.5%	76.9%	
日中一時支援	実施 か所数	①実績値	10	10	14	日中活動系サービ スの定員の空き部 分で対応している こともあり、利用者 の希望に応じられ ないこともありま すが、需要に大きな 増減はない状況で す。
		②見込み	17	17	17	
		①/②	58.8%	58.8%	82.4%	
	人/月	①実績値	9	9	7	
		②見込み	10	10	10	
		①/②	90.0%	90.0%	70.0%	
	回/年	①実績値	560	575	514	
		②見込み	529	529	529	
		①/②	105.9%	108.7%	97.2%	

事業名	単位		27年度	28年度	29年度	実施状況
福祉ホーム利用費 助成事業	実施 か所数	①実績値	2	2	2	平成27年度から 29年度にかけて、 事業の利用者数は2 人となっています。
		②見込み	2	2	2	
		①／②	100.0%	100.0%	100.0%	
	人／月	①実績値	2	2	2	
		②見込み	2	2	2	
		①／②	100.0%	100.0%	100.0%	

② 社会参加支援事業

事業名	単位		27年度	28年度	28年度	実施状況
スポーツ・レクリ エーション教室開 催等	回／年	①実績値	3	3	3	スポーツ・レクリエ ーション教室（年2 回）、障がい者スポ ーツ大会（年1回） を開催しています。
		②見込み	3	3	3	
		①／②	100.0%	100.0%	100.0%	
点字・声の広報等 発行	実施の 有無	①実績値	有	有	有	広報紙等を朗読奉 仕員が録音し、市内 の在宅視覚障がい 者へ録音テープを 配布し情報の提供 を行っています。
		②見込み	有	有	有	
自動車運転免許取 得・改造助成	件／年	①実績値	1	1	1	平成27年度から 29年度にかけて、 助成件数は1件と なっています。
		②見込み	3	3	3	
		①／②	33.3%	33.3%	33.3%	

③ 権利擁護支援事業

事業名	単位		27年度	28年度	29年度	実施状況
障害者虐待防止対策支援	実施の有無	①実績値	有	有	有	障がい者虐待防止センター設置要綱を作成し、虐待通報ダイヤルを開設しました。
		②見込み	有	有	有	

④ 就業・就労支援事業

事業名	単位		27年度	28年度	29年度	実施状況
更生訓練費給付	実施 か所数	①実績値	1	1	1	平成27年度から29年度にかけて、給付人数は1人～2人となっています。
		②見込み	1	1	1	
		①／②	100.0%	100.0%	100.0%	
	人／月	①実績値	1	1	2	
		②見込み	5	5	5	
		①／②	20.0%	20.0%	40.0%	

(3) サービスの見込み量

① 日常生活支援事業

事業名	単位	30年度	31年度	32年度
生活訓練等	実施か所数	3	3	3
	人／年	33	33	33
日中一時支援	実施か所数	14	14	14
	人／月	8	8	8
	回／年	510	510	510
福祉ホーム利用費助成事業	実施か所数	2	2	2
	人／月	2	2	2

② 社会参加支援事業

事業名	単位	30年度	31年度	32年度
スポーツ・レクリエーション教室開催等	回／年	3	3	3
点字・声の広報等発行	実施の有無	有	有	有
自動車運転免許取得・改造助成	件／年	1	1	1

③ 権利擁護支援事業

事業名	単位	30年度	31年度	32年度
障害者虐待防止対策支援	実施の有無	有	有	有

④ 就業・就労支援事業

事業名	単位	30年度	31年度	32年度
更生訓練費給付	実施か所数	1	1	1
	人／月	2	2	3

(4) 見込み量確保に関する考え方

今後も一定の利用者数が見込まれることから、既存の事業者等と連携し、事業実施体制の維持・充実と質的な向上を働きかけていきます。

また、事業の周知に努めるとともに、継続して事業が実施できるよう財源の確保に努めます。

資 料 編

1. 策定委員会設置要綱

阿波市第3次障がい者計画・第5期障がい福祉計画策定委員会設置要綱

（目的）

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条の規定に基づき、阿波市における第3次障がい者計画・第5期障がい福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、阿波市第3次障がい者計画・第5期障がい福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 策定委員会は、次の事項について審議する。

- （1）障害者をめぐる現状と課題
- （2）計画を策定するための基本事項の検討及び総合的調整に関すること。
- （3）計画案の策定に関すること。
- （4）その他、計画の策定にあたり必要と認められること。

（組織等）

第3条 策定委員会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次の事項に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）医療及び福祉関係代表者
- （2）障害者関係団体代表者
- （3）障害者施設関係代表者
- （4）学識経験者
- （5）その他市長が適当と認めた者

（委員長及び副委員長）

第4条 策定委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、策定委員会を統括し、策定委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

（会議）

第5条 策定委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、議長となる。

（関係者の出席）

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 策定委員会の庶務は、阿波市社会福祉課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年 7月 1日から施行する。
- 2 この要綱は、計画の策定が完了したときに効力を失う。

2. 策定委員会名簿

阿波市第3次障がい者計画・第5期障がい福祉計画策定委員会名簿

	分 野	団 体 等	役 職 等	氏 名
1	医療関係者	阿波市医師会	会 長	笠井 謙二
2	社会福祉 関係者	阿波市民生児童委員連絡協議会	会 長	○沖津 正紀
3		阿波市社会福祉協議会	事務局長	井内 尚美
4	障がい者 団体	阿波市身体障害者会	会 長	桑村 美博
5		阿波市手をつなぐ育成会	会 長	福井 公子
6	福祉施設 関係者	社会福祉法人 共生会	理事長	原 照代
7		指定障害福祉サービス事業所 れもん吉野	施設長	武知 理絵
8		特定非営利活動法人 アスカ	理事長	笠井 光顯
9		ワークセンター スマイル	理事長	原 美智子
10	学識経験者	鳴門教育大学学校教育研究科	教 授	◎栗飯原 良造
11		四国大学短期大学部	前教授	日開野 博
12	雇用促進 関係者	吉野川公共職業安定所	所 長	阿部 正治
13	福祉行政 関係者	徳島県東部保健福祉局	局 長	大西 英治
14		徳島県東部保健福祉局 吉野川保健所	次 長	今川 玲代

※ ◎：委員長、○：副委員長

※ 敬称略、順不同

阿波市障がい者計画（第3次）
阿波市障がい福祉計画（第5期）
阿波市障がい児福祉計画（第1期）

平成30年3月

編集・発行
阿波市 健康福祉部
福祉事務所 社会福祉課

住 所 〒771-1695
徳島県阿波市市場町切幡字古田 201 番地 1
TEL 0883-36-6812
FAX 0883-36-5158